

信託業法案 新旧対照表

目次

商法（明治三十二年法律第四十八号）（附則第十条関係）	1
○担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（附則第十一条関係）	2
無尽業法（昭和六年法律第四十二号）（附則第十三条関係）	5
商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（附則第十四条関係）	6
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（附則第十五条関係）	7
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（附則第十七条関係）	16
農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（附則第十八条関係）	23
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（附則第十九条関係）	24
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（附則第二十一条関係）	32
消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）（附則第二十二条関係）	33
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（附則第二十三条関係）	34
○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（附則第二十四条関係）	35
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（附則第二十五条関係）	42
○協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（附則第二十六条関係）	44
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（附則第二十七条関係）	51
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（附則第二十八条関係）	52
商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（附則第二十九条関係）	53
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（附則第三十条関係）	54
宗教法（昭和二十六年法律第二百十六号）（附則第三十一条関係）	55

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	（附則第三十二条関係）	56
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	（附則第三十四条関係）	69
○信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	（附則第三十五条関係）	70
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	（附則第三十六条関係）	78
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	（附則第三十七条関係）	79
○長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）	（附則第三十八条関係）	81
貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）	（附則第三十九条関係）	90
中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	（附則第四十条関係）	93
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）	（附則第四十一条関係）	94
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	（附則第四十二条関係）	95
○労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	（附則第四十三条関係）	96
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）	（附則第四十四条関係）	104
日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）	（附則第四十五条関係）	107
日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）	（附則第四十六条関係）	108
預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三十六号）	（附則第四十七条関係）	109
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）	（附則第四十八条関係）	110
企業担保法（昭和三十三年法律第六号）	（附則第四十九条関係）	111
航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）	（附則第五十条関係）	112
首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）	（附則第五十一条関係）	113
国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）	（附則第五十二条関係）	114
中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（附則第五十三条関係）	116
割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）	（附則第五十四条関係）	117

商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）	（附則第五十五條關係）	118
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）	（附則第五十六條關係）	119
核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）	（附則第五十七條關係）	120
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（附則第五十八條關係）	121
石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）	（附則第五十九條關係）	123
金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	（附則第六十條關係）	124
本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）	（附則第六十一條關係）	125
外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）	（附則第六十二條關係）	126
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	（附則第六十四條關係）	131
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）	（附則第六十五條關係）	133
積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一十一号）	（附則第六十六條關係）	137
日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	（附則第六十七條關係）	138
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	（附則第六十八條關係）	139
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）	（附則第六十九條關係）	141
森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	（附則第七十條關係）	142
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	（附則第七十一條關係）	143
民事執行法（昭和五十四年法律第四号）	（附則第七十二條關係）	144
農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）	（附則第七十三條關係）	145
○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	（附則第七十四條關係）	146
老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）	（附則第七十五條關係）	157
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）	（附則第七十六條關係）	158
商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）	（附則第七十七條關係）	160
○不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	（附則第七十八條關係）	163

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）（附則第七十九条関係）	164
○保険業法（平成七年法律第五号）（附則第八十条関係）	165
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（附則第八十一条関係）	185
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（附則第八十二条関係）	186
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（附則第八十三条関係）	187
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（附則第八十四条関係）	188
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（附則第八十五条関係）	189
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（附則第八十六条関係）	190
債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）（附則第八十八条関係）	197
特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（附則第八十九条関係）	200
国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）（附則第九十一条関係）	201
独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（附則第九十二条関係）	202
産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（附則第九十三条関係）	203
年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）（附則第九十四条関係）	204
年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）（附則第九十五条関係）	205
金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（附則第九十六条関係）	206
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）（附則第九十七条関係）	208
著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）（附則第九十八条関係）	209
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）（附則第九十九条関係）	210
中間法人法（平成十三年法律第四十九号）（附則第一百条関係）	211
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（附則第一百一条関係）	212
○社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（附則第一百二条関係）	214

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）	（附則第百二条関係）	217
○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	（附則第百四条関係）	219
金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）	（附則第百五条関係）	225
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）	（附則第百七条関係）	227
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	（附則第百八条関係）	228
日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	（附則第百九条関係）	229
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第一百四十七号）	（附則第百十条関係）	230
独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）	（附則第百十一条関係）	231
株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）	（附則第百十二条関係）	233
株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十八号）	（附則第百十三条関係）	234
独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）	（附則第百十四条関係）	235
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	（附則第百十五条関係）	236
破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）	（附則第百十六条関係）	237
不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）	（附則第百十七条関係）	240
年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）	（附則第百十八条関係）	241
農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）	（附則第百十九条関係）	242
金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）	（附則第百二十条関係）	244

改正案	現行
<p>第百条（略）</p> <p>（略）</p> <p>債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五條第一項ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ</p>	<p>第百条（略）</p> <p>（略）</p> <p>債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラス</p> <p>第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五條ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ</p>

担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（附則第十一条関係）

改正案	現行
<p>第五条 担保附社債ニ関スル信託事業ハ内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス</p> <p>信託業法（平成十六年法律第 号）第三条若八第五十三条第一項ノ免許ヲ受ケタル者又ハ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関する法律（昭和十八年法律第四十三号以下兼営法ト称ス）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関（社債ノ管理業務及担保権ニ関スル信託業務ヲ営ムモノニ限ル）ハ前項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス</p> <p>前項ノ規定ニ依リ第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者ガ信託業法第四十四条第一項ノ規定ニ依リ同法第三条ノ免許ヲ取消サレ若八同法第五十九条第一項ノ規定ニ依リ同法第五十三条第一項ノ免許ヲ取消サレ若八同法第四十六条第一項及第二項ノ規定ニ依リ同法第三条若八第五十三条第一項ノ免許ガ其ノ効力ヲ失ヒ又ハ兼営法第八条ノ三ノ規定ニ依リ兼営法第一条第一項ノ認可ヲ取消サレタルトキハ前項ノ規定ニ依リ取得シタルモノト看做サルル免許ハ其ノ効力ヲ失フ</p> <p>第八条ノ二 信託業法第十五条、第二十二條乃至第二十四條、第二十八條第三項及第二十九條ノ規定ハ信託会社（第五条第二項ノ規定ニ依リ同条第一項ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サルル者及信託業法第七条第一項又ハ第五十四條第一項ノ登録ヲ受ケタル者ヲ除ク）ガ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス</p>	<p>第五条 担保附社債ニ関スル信託事業ハ特別ノ法律ニ依ル場合ヲ除クノ外内閣総理大臣ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>第九條 信託会社が営む信託ノ業務ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>第十三條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス</p> <p>第十四條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス</p> <p>第十五條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ニ係ル商法第二百二十二條、第三百二十二條第二項、第三百三十八條、第四百十七條第二項、第四百二十六條第二項、其ノ準用規定、有限会社法第七十二條第二項又八第七十四條第二項ニ定ムル清算人ノ選任又八解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス</p> <p>(略)</p> <p>第十六條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>(略)</p> <p>第一百八條 次ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p> <p>一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ關スル信託事業ヲ営ム者</p>	<p>第九條 信託ノ業務ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>第十三條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス</p> <p>第十四條 信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス</p> <p>第十五條 商法第二百二十二條、第三百二十二條第二項、第三百三十八條、第四百十七條第二項、第四百二十六條第二項、其ノ準用規定、有限会社法第七十二條第二項又八第七十四條第二項ニ定ムル清算人ノ選任又八解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス</p> <p>(略)</p> <p>第十六條 信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>(略)</p> <p>第一百八條 第五條ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ關スル信託事業ヲ営ム者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p>
<p>第九條 信託会社力営む信託ノ業務ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>第十三條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス</p> <p>第十四條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス</p> <p>第十五條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ニ係ル商法第二百二十二條、第三百二十二條第二項、第三百三十八條、第四百十七條第二項、第四百二十六條第二項、其ノ準用規定、有限会社法第七十二條第二項又八第七十四條第二項ニ定ムル清算人ノ選任又八解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス</p> <p>(略)</p> <p>第十六條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>(略)</p> <p>第一百八條 次ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p> <p>一 第五條第一項ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ關スル信託事業ヲ営ム者</p>	<p>第九條 信託ノ業務ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>第十三條 担保附社債ニ關スル信託事業ヲ專業トスル会社ハ免許ノ取消ニ因リテ解散ス</p> <p>第十四條 信託会社力免許ノ取消ニ因リテ解散シタルトキハ内閣總理大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス</p> <p>第十五條 商法第二百二十二條、第三百二十二條第二項、第三百三十八條、第四百十七條第二項、第四百二十六條第二項、其ノ準用規定、有限会社法第七十二條第二項又八第七十四條第二項ニ定ムル清算人ノ選任又八解任ハ内閣總理大臣ニ於テ之ヲ為ス</p> <p>(略)</p> <p>第十六條 信託会社ノ清算ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス</p> <p>(略)</p> <p>第一百八條 第五條ノ規定ニ違反シテ担保附社債ニ關スル信託事業ヲ営ム者ハ三年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p>

<p>二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第十五条ノ規定ニ違反シテ他人ニ担保附社債ニ関スル信託事業ヲ営マシムル者</p> <p>次ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p> <p>一 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者</p> <p>二 第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者</p> <p>第八条ノ二ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス</p> <p>第百十九条ノ三 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権（次ニ掲グルモノヲ除ク）ハ之ヲ金融庁長官ニ委任ス</p> <p>一 第五条第一項ノ免許</p> <p>二（略）</p>	<p>第百十九条ノ三 本法ニ規定スル内閣総理大臣ノ職権（左ニ掲グルモノヲ除ク）ハ之ヲ金融庁長官ニ委任ス</p> <p>一 第五条ノ免許</p> <p>二（略）</p>
--	---

改正案	現行
<p>第十条 無尽会社八次ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一（略）</p> <p>二 信託業務ヲ営ム金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ以下同ジ）ヘ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ為ス金銭信託</p> <p>三（略）</p> <p>第二十一条ノ四（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項ノ期間内ニ債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ営業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為サントスル無尽会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社若ハ信託業務ヲ営ム金融機関ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ営業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>第十条 無尽会社八左ノ方法ニ依ルノ外其ノ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一（略）</p> <p>二 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ為ス金銭信託</p> <p>三（略）</p> <p>第二十一条ノ四（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項ノ期間内ニ債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ営業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為サントスル無尽会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託業務ヲ営ム銀行若ハ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ営業ノ全部又ハ一部ノ讓渡又ハ讓受ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ</p>

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>第二十九条 商工組合中央金庫八次ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ 余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務ヲ営ム金融機関（金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関ス ル法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケ タル金融機関ヲ謂フ）ヘノ金銭信託ヲ為スコト</p> <p>四（略）</p>	<p>第二十九条 商工組合中央金庫八左ニ掲グル方法ニ依ルノ外業務上ノ 余裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭信託ヲ為スコト</p> <p>四（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第一項ニ規定スル信託業及次ニ掲グル業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得</p> <p>一 信託業法第二条第八項ニ規定スル信託契約代理業</p> <p>二 信託業法第二条第十項ニ規定スル信託受益権販売業（第四条第三項ニ於テ信託受益権販売業ト称ス）</p> <p>三 財産ノ管理（受託スル信託財産ト同ジ種類ノ財産ニ付次項ノ信託業務ノ種類及方法ニ規定スル信託財産ノ管理ノ方法ト同ジ方法ニ依リ管理ヲ行フモノニ限ル）</p> <p>四 財産ニ関スル遺言ノ執行</p> <p>五 会計ノ検査</p> <p>六 財産ノ取得、処分又ハ貸借ニ関スル代理又ハ媒介</p> <p>七 次ニ掲グル事項ニ関スル代理事務</p> <p>イ 第三号ニ掲グル財産ノ管理</p> <p>ロ 財産ノ整理又ハ清算</p> <p>ハ 債権ノ取立</p> <p>ニ 債務ノ履行</p> <p>・（略）</p>	<p>第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得</p> <p>・（略）</p>

第四条 信託業法第十一条、第二十二條乃至第三十一條、第四十二條及第四十九條ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第十一条第十項中「第七条第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三条の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七条第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三条の免許若しくは第七条第一項の登録がその効力を失つた」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された」トシ同法第四十二條第二項中「第十七条から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該「トアルハ之ヲ「当該」トシ同法第四十九條第一項中「第七条第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三条の免許を取り消した場合又は第四十五條第一項の規定により第七条第一項の登録を取り消した」トアルハ之ヲ「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消した」トス

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託契約（内閣府令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ締結ノ代理又ハ媒介ヲ第三者ニ委託スル場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ヲ信託会社ト看做シテ信託業法第二条第八項及第五章ノ規定（此等ノ規定ニ係ル罰則ヲ含ム）ヲ適用ス但シ同章中「所属信託会社」「トアルハ之ヲ「所属信託兼営金融機関」トシ同法第七十八條中「第三十四條の規定」「トアルハ之ヲ「銀行法（昭和五十六年法律第五十九號）第二十一条第一項その他の政令で定める規定」トス

信託業法第一百五條第一項及第二項ノ規定ハ信託業務ヲ営ム金融機関

第四条 信託業法第七条乃至第十条ノ二、第十三條第一項、第十七条及第十八條ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第七条 中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ總額トシ同法第十三條第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七條及第十八條中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス

ガ信託受益権販売業ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス

第五条 (略)

(削る)

第五条ノ四 信託業務ヲ営ム金融機関ハ第四条第一項ニ於テ準用スル

信託業法第二十四条第一項第四号ノ規定ニ拘ラズ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ運用方法ノ特定セザル金銭信託ニ限り元本ニ損失ヲ来シタル場合又ハ予メ一定シタル額ノ利益ヲ得ザリシ場合ニ於テ之ヲ補填シ又ハ補足スル旨ヲ定ムル信託契約(内閣府令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ヲ締結スルコトヲ得

第六条 信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併(金融機関の合併及び転換に關する法律(昭和四十三年法律第八十六号)ニ依ル合併ヲ除ク以下同ジ)ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百十二条第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第六条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第五条 (略)

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントスルトキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

(新設)

第六条 信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ガ合併(金融機関の合併及び転換に關する法律ニ依ル合併ヲ除ク以下同ジ)ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第百条第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第六条ノ二 信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ガ会社ノ分割ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ商法第三百七十四条ノ四第一項及第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル規定ニ依リテ為スベキ催告ハ金銭信託ノ受益者ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ要セズ

<p>(略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>信託業法第四十条第二項ノ規定八前項ノ合併ニ異議ヲ述ベタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第七条ノ二 (略)</p> <p>信託業法第四十条第二項ノ規定八前項ノ分割ニ異議ヲ述ベタル受益者アル場合ニ之ヲ準用ス但シ同条第二項中「合併後ノ信託会社」トアルハ之ヲ「分割により信託業ノ承継をした信託会社又は信託業務を営む金融機関」トス</p> <p>第八条 信託業務ヲ営ム金融機関ハ每半年業務報告書ヲ作り之ヲ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>第八条ノ二 内閣総理大臣ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託業務又ハ信託財産ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ当該信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ財産ノ供託若ハ当該信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託業務ノ停止ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令ヲ為スコトヲ得</p> <p>第八条ノ三 (略)</p> <p>第八条ノ四 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>信託業法第十六条第二項ノ規定八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>第七条ノ二 (略)</p> <p>信託業法第十六条ノ二第二項ノ規定八前項ノ場合ニ之ヲ準用ス</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第八条ノ二 (略)</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>第八条ノ二 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第八条ノ二 (略)</p> <p>(略)</p>

第十条 次ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス

- 一 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第二百一条第一項ノ規定ニ依ル業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者
- 二 第八条ノ二又ハ第八条ノ三ノ規定ニ依ル信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

(削る)

第十一条 次ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ三百万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス

- 一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者
- 二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第一項ノ規定

第九条ノ三 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者
- 二 第八条ノ規定ニ依ル信託業務ノ停止ノ命令ニ違反シタル者

第九条ノ四 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十三条第一項ノ規定ニ依ル信託業務報告書ノ提出ヲ為サズ又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要な事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ付不実ノ記載ヲ為シタル者
- 二 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十七条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

(新設)

- 二違反シタル者
- 三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第四十二條第一項若八第二項ノ規定ニ依ル報告若八資料ノ提出ヲ為サズ、又八虚偽ノ報告若八資料ノ提出ヲ為シタル者
- 四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第四十二條第一項若八第二項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁ヲ為サズ、若八虚偽ノ答弁ヲ為シ、又八此等ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若八忌避シタル者
- 五 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五條第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十六條ニ於テ準用スル信託業法第二十四條第一項第一号、第三号又八第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲グル行為ヲ為シタル者
- 六 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五條第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十八條第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ヲ為サズ、又八虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者
- 七 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五條第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第百條第一項ノ規定ニ依ル報告若八資料ノ提出ヲ為サズ、又八虚偽ノ報告若八資料ノ提出ヲ為シタル者
- 八 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五條第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第百條第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁ヲ為サズ、若八虚偽ノ答弁ヲ為シ、又八此ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若八忌避シタル者
- 九 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ為サズ、又八之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ、若八重要ナル事項ニ付不実ノ記載ヲ為シタル者

第十二条 次ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役若八百万円以

下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス

一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第五項ノ規定ニ
違反シテ信託業務ヲ開始シタル者

二 第五条ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケズシテ業務ノ内容又ハ方法
ヲ変更シタル者

第十三条 次ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六月以下ノ懲役若八百五十万円
以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス

一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第八項ノ規定ニ
違反シテ供託ヲ為サザル者

二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十六条第一項ノ規定
ニ依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十七条第一項ノ規定
ニ依ル報告書ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ交
付シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定
ニ依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

第十四条 法人ノ代表者又ハ法人若八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従
業者ガ其ノ法人又ハ八人ノ業務又ハ八財産ニ関シ次ノ各号ニ掲グル規定
ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ対
シ当該各号ニ定ムル罰金刑ヲ其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス

(新設)

(新設)

第九条ノ五 法人ノ代表者又ハ法人若八人ノ代理人、使用人其ノ他ノ
従業者ガ其ノ法人又ハ八人ノ業務又ハ八財産ニ関シ左ノ各号ニ掲グル規
定ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ
対シ当該各号ニ定ムル罰金刑ヲ、其ノ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科
ス

- 一 第十条 三億円以下ノ罰金刑
- 二 第十一条 二億円以下ノ罰金刑
- 三 前二条 各本条ノ罰金刑

第十五条 次ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

- 一 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十七条ノ規定ニ依ル帳簿書類ノ作成若ハ保存ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ帳簿書類ノ作成ヲ為シタルトキ
- 二 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第一百一条ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ
- 三 第五条ノ四ノ規定ニ基ク内閣府令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ
- 四 第八条ノ二ノ規定ニ依ル内閣総理大臣ノ命令（信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ

(削る)

- 五 信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十八条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ
- 六・七 (略)

第十六条 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一条第四項ノ規

- 一 第九条ノ三 三億円以下ノ罰金刑
 - 二 前条 二億円以下ノ罰金刑
- (新設)

第十条 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、執行役其ノ他ノ法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

- 一 第四条ニ於テ準用スル信託業法第七条ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 第四条ニ於テ準用スル信託業法第九条ノ規定又ハ同条ニ基ク内閣府令ニ違反シテ信託ニ付補填又ハ補足ノ契約ヲ為シタルトキ
- 三 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ固有財産ト為シタルトキ
- 四 第四条ニ於テ準用スル信託業法第十八条ノ規定ニ依ル内閣総理大臣ノ命令（信託業務ノ種類若ハ方法ノ変更又ハ信託業務ノ停止ノ命令ヲ除ク）ニ違反シタルトキ
- 五 第五条第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ変更シ又ハ同項ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ
- 六 信託法第二十八条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ
- 七・八 (略)

(新設)

定ニ依ル命令ニ違反シテ供託ヲ為サザル者八百万円以下ノ過料ニ処ス

附則

第十七条ノ第二十條 (略)

附則

第十一条ノ第十四條 (略)

改正案	現行
<p>第十条（略） 2～23（略）</p> <p>24 組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、<u>信託業法</u>（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>25～31（略）</p> <p>第十一条の十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、<u>信託業務</u>（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同。）を営むもの</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第十条（略） 2～23（略）</p> <p>24 組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、<u>信託業法</u>（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>25～31（略）</p> <p>第十一条の十八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行のうち、<u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律</u>により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの</p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>三 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるもの）に限り、ロに</p>

<p>四 信託業法第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当</p>	<p>掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

六・七（略）

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第十条第一項第一号若しくは第三号の事業、証券業又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

二 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第五号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しくは証券仲介専門会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

(略)

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務）第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第

四 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

(略)

第一項の農業協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務）第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第十条第一項第二号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十条の二第三項又は第六十五条第

二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならぬ。

（略）

第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二・三（略）

第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

農業協同組合連合会が第十条第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

第十一条の十九 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで

二項の規定により信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならぬ。

（略）

第一項の農業協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

- 一 第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としようとするとき（第五十条の二第三項又は第六十五条第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二・三（略）

第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（新設）

第十一条の十九 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に

で掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合）には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

・
（略）

第十二条（略）

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二（略）

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（前二号に掲げる者、農業協同組合中央会及び第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号から第四号までに掲げる会社を除く。）

第五十条（略）

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相

掲げる会社、従属業務又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等（同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数をを超えるものに限り。）並びに同条第一項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

・
（略）

第十二条（略）

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。

一・二（略）

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（前二号に掲げる者、農業協同組合中央会並びに第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の十八第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社を除く。）

第五十条（略）

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相

当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(略)

当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(略)

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（附則第十八条関係）

<p>改正案</p>	<p>第五十条（略） 債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>
<p>現行</p>	<p>第五十条（略） 債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。</p> <p>一 銀行その他政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>）（略）</p> <p>この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）（その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。）</p> <p>一～七（略）</p> <p>）³²（略）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>・（略）</p> <p>第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定</p>	<p>第二条（略）</p> <p>前項第一号から第十号までに掲げる有価証券及び内閣府令で定める有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律を適用する。</p> <p>一 銀行、信託会社その他政令で定める者の貸付債権を信託する信託の受益権のうち、政令で定めるもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>）（略）</p> <p>この法律において「証券業」とは、銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）（信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。）</p> <p>一～七（略）</p> <p>）³²（略）</p> <p>第二十七条の二（略）</p> <p>・（略）</p> <p>第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、株券等の保管、買付け等の代金の支払その他の政令で定</p>

める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関、信託会社）その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。

）（略）

第二十七条の二十六 証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的としないもの（株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等（以下この条において「特例対象株券等」という。）に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

・（略）

第二十七条の二十八（略）

（略）

大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組

める事務については、証券会社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関、信託会社）その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。

）（略）

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的としないもの（株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等（以下この条において「特例対象株券等」という。）に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

・（略）

第二十七条の二十八（略）

（略）

大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組

織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十八条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六（略）

七 この法律、外国証券業者に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社

八十二 (略)

(略)

第三十二条 (略)

(略)

証券会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

(略)

第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の三において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「親法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「子法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

(略)

八十二 (略)

(略)

第三十二条 (略)

(略)

証券会社の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)は、前二項の規定の適用がある場合を除き、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関の常務に従事してはならない。

(略)

第一項の「親銀行等」とは、証券会社の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次項、第五十四条第一項第六号及び第六十五条の三において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「親法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

第二項の「子銀行等」とは、証券会社が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該証券会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者(第四十五条において「子法人等」という。)のうち、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。

(略)

第三十四条 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一～八 (略)

(削る)

九 (略)

〽 (略)

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一～四 (略)

(略)

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社、証券会

第三十四条 (略)

証券会社は、第二条第八項各号に掲げる業務及び前項の規定により営む業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一～八 (略)

九 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する小口債権販売業

十 (略)

〽 (略)

第四十条 証券会社は、次に掲げる取引に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者を除く。）に対しこれらの取引の概要その他の内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該契約の締結前内閣府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

一～四 (略)

(略)

第五十四条 証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～三 (略)

四 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関、外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会

社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五〇八（略）

（略）

第六十五条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

社、証券会社、証券業を営む外国の会社その他内閣府令で定める会社（次号及び第五十九条第一項において「銀行等」という。）について、その総株主の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。次号及び第五十九条第一項において同じ。）の過半数を取得し、又は保有したとき。

五〇八（略）

（略）

第六十五条 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行若しくは協同組織金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

前項本文の規定は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一〇八 (略)

第六十五条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)のいづれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(略)

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関(以下「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

〽 (略)

内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

〽 (略)

第六十五条の三 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が総株主の議決権の過半

一〇八 (略)

第六十五条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為(同条第一項ただし書に該当するものを除く。)のいづれかを営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

(略)

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関(以下「登録金融機関」という。)は、前条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券につき、有価証券の元引受け(第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。)を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第七号に掲げる取引につき、同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

〽 (略)

内閣総理大臣は、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に、前条第二項第七号に掲げる取引について、同号に定める行為を営業として行うことを認可する場合には、株券に係る取引の公正の確保のため必要な範囲内において内閣府令で定める条件を付してするものとする。

〽 (略)

第六十五条の三 第六十五条の規定は、内閣総理大臣が、銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が総株主の議

数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十九条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第二百一条（略）

前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

- 一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引
- 二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

決権の過半数を保有する株式会社に、第二十八条の登録及び第二十九条第一項の認可をすることを妨げるものではない。

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第二百一条（略）

前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

- 一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引
- 二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

改正案	現行
<p>（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）</p> <p>第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの</p>	<p>（政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用）</p> <p>第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの</p>

改正案	現行
<p>（減資に対する債権者の保護）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（減資に対する債権者の保護）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第五十四条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相當の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>第五十四条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>（子会社の範囲等）</p> <p>第八十七条の三 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二（略）</p> <p>三 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限り、ロに掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該連合会の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が当該</p>

<p>四 信託業法（平成十六年法律第 号）第一条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）</p> <p>五 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当</p>	<p>連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する 当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	---

該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの
六・七（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業、証券業又は信託業（信託業法第一条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の

四・五（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

二 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第五号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社、証券専門会社若しくは証券仲介専門会社の営む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 (略)

4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5～8 (略)

9 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければなら

子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 (略)

4 第一項の連合会は、子会社対象会社のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第十項並びに次条第一項において同じ。）又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定により第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

5～8 (略)

9 第一項の連合会は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければなら

ない。

一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としよとするとき（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二・三（略）

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。

（議決権の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、従属業務又は同条第二項第二号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるもの）に、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権

ない。

一 第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社を除く。）を子会社としよとするとき（第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は第九十二条第五項において準用する第六十九条第二項の規定による認可を受けて第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。）。

二・三（略）

10 第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。
（新設）

（議決権の取得等の制限）

第八十七条の四 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務を専ら営む会社（同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等）（同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有する当該会社の議決権の数）が、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が

については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（準用規定）

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、

合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）並びに同条第一項第五号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（準用規定）

第百条 第九十七条に規定するもののほか、第十一条の三から第十一条の九まで、第十二条から第十五条まで、第十六条並びに第八十七条の二第一項及び第二項の規定は連合会の事業について、第八十七条の三及び第八十七条の四の規定は連合会の子会社等について準用する。この場合において、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項、第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条の八第一項及び第十一条の九中「第十一条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一条の三第二項中「一億円（組合員（第二十一条第一項ただし書に規定する組合員を除く。）の数、地理的条件その他の事項が政令で定める要件に該当する組合にあつては、千万円）」とあるのは「一億円」と、第十一条の四第二項中「第十一条第一項第三号及び第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号及び第二号」と、第十一条の五中「第十一条第十二項」とあるのは「第九十七条第十二項」と、「組合員及び他の組合の組合員」とあるのは「所屬員」と、第十二条第一項中「第十一条第一項第七号」とあるのは「第九十七条第一項第五号」と、第十六条第一項中「第十一条第一項第十四号」とあるのは「第九十七条第一項第十号」と、

第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第一号、第五号及び第六号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第二号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとする。

255 (略)

第八十七条の二第一項中「前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第十一項に規定する特定組合の監査」とあるのは「第九十七条第一項第七号に規定する会員の監査」と、第八十七条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号並びに第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第八十七条の三第一項中「第九十二条第一項」とあるのは「第百条第一項」と、同条第二項第四号及び第四項中「第八十七条第一項第三号若しくは第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号若しくは第二号」と、同条第四項並びに第九項第一号及び第二号中「第九十二条第三項」とあるのは「第百条第三項」と、同条第四項及び第九項第一号中「第九十二条第五項」とあるのは「第百条第五項」と読み替えるものとする。

255 (略)

改正案	現行
<p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～10（略） 11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>第五十七条（略） 2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略） （余裕金運用の制限） 第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た</p>	<p>（信用協同組合） 第九条の八（略） 2～10（略） 11 信用協同組合は、第九項に規定する事業に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書の規定は、適用しない。</p> <p>第五十七条（略） 2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略） （余裕金運用の制限） 第五十七条の五 責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合若しくは第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。た</p>

<p>だし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>一 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>だし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>一 銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に 限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子 会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等） に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等） に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営 の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営 むもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に 限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子 会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等） に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法 律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営 の認可）に規定する信託業務を営むもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社に あつては主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子 会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものと し、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門 関連業務を営む会社）保険専門関連業務を営むものを除く。（であ る場合には、当該会社の議決権を当該信用協同組合連合会の証券 子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社）証 券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を 超えて保有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む 会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当</p>

<p>五 信託業法（平成十六年法律第 号）（第一条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社）以下「信託専門会社」という。）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連</p>	<p>該会社の議決権を当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	--

合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの
（イ）に掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの。

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
（イ）に掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、

当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及び二に掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及び二に掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその

<p>子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 信用協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、証券業、保険業（保険業法第二十一条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第二十一条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社</p> <p>ハ（略）</p> <p>七 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p>	<p>五・六（略）</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 信用協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業、証券業又は保険業（保険業法第二十一条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社</p> <p>ハ（略）</p> <p>六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p>
---	---

<p>4 5 (略)</p>	<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社 八 (略)</p> <p>ハ 信託子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)</p> <p>ロ 信託専門会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社</p> <p>ニ その他の会社であつて、当該信用協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの</p> <p>3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会社としよつとするとき、同法第五十七条の三第三項又は第六十三條第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。</p>
<p>4 5 (略)</p>	<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社 八 (略) (新設)</p> <p>3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社(従属業務(前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。))又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。次項において「認可対象会社」という。)を子会社としよつとするとき、同法第五十七条の三第三項又は第六十三條第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。</p>

<p>6 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>7 信用協同組合連合会が中小企業等協同組合法第九条の第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会の子会社」とする。</p> <p>(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(信用協同組合連合会等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（金融機関等の本人確認義務等） 第二十二條の二 銀行等、信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）（第二条第二項に規定する信託会社及び同条第六項に規定す る外国信託会社をいう。以下同じ。））、証券会社（証券取引法第二条 第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に關する法律（昭和四 十六年法律第五号）（第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。 以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融先物取引法第十三条第十三項 に規定する金融先物取引業者をいう。以下同じ。）（以下「金融機関 等」という。）は、顧客又はこれに準ずる者として政令で定める者（以 下この項において「顧客等」という。）との間で資本取引に係る契約 の締結その他の政令で定める行為（以下この条において「資本取引 に係る契約締結等行為」という。）を行うに際しては、当該顧客等に ついて、本人確認を行わなければならない。</p>	<p>（金融機関等の本人確認義務等） 第二十二條の二 銀行等、信託会社（信託業法（大正十一年法律第六 十五号）（第三条第一項に規定する信託会社をいう。以下同じ。））、証 券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券 業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）（第二条第二号に規定 する外国証券会社をいう。以下同じ。）及び金融先物取引業者（金融 先物取引法第十三条第十三項に規定する金融先物取引業者をいう。以 下同じ。）（以下「金融機関等」という。）は、顧客又はこれに準ずる 者として政令で定める者（以下この項において「顧客等」という。） との間で資本取引に係る契約の締結その他の政令で定める行為（以 下この条において「資本取引に係る契約締結等行為」という。）を行 うに際しては、当該顧客等について、本人確認を行わなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第五十四条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第五十四条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第九十九条の四（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、取引所は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第九十九条の四（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、取引所は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第五十一条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第五十一条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、社会福祉法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第三十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第三十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）
（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>（委託者指図型投資信託の委託者及び受託者）</p> <p>第四条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託会社等（信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。次章及び第三章を除き、以下同じ。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。</p> <p>（受益証券）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役）がこれに署名し、又は記名なつ印したものでなければならぬ。</p> <p>一 委託者の商号及び受託者の商号又は名称</p> <p>二 十一（略）</p>	<p>（委託者指図型投資信託の委託者及び受託者）</p> <p>第四条 委託者指図型投資信託契約（以下この章において「投資信託契約」という。）は、一の投資信託委託業者を委託者とし、一の信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。</p> <p>（受益証券）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 委託者指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、執行役）がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならぬ。</p> <p>一 委託者及び受託者の商号</p> <p>二 十一（略）</p>

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 この法律、信託業法(平成十六年法律第 号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、証券取引法、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)若しくは金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令に

(認可の基準)

第九条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第六条の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 この法律、信託業法(大正十一年法律第六十五号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)、証券取引法、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)、外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)、特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)、抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)若しくは金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律

よる刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により第六条の認可、信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許、同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律(商品投資顧問業に関する部分に限る。)(若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録若しくは許可(当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の行政処分を含む。第六号及び第八号イにおいて「認可等」という。))を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五 (略)

第三十二条)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社等

四 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号亦若しくは第四十三条の規定により第六条の認可、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録、同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律(商品投資顧問業に関する部分に限る。)(若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可、免許、登録若しくは許可(当該認可、免許、登録又は許可に類する承認その他の行政処分を含む。第六号及び第八号イにおいて「認可等」という。))を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

五 (略)

六 取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 二（略）

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事

六 取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 二（略）

ホ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消された場合、信託業法第十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消された場合、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消された者が法人である場合、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消された場合又は不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消された場合における当該取消しの日前三十日以内に当該投資信託委託業者であつた者、当該信託会社であつた者、当該金融機関若しくは当該金融機関であつた者、当該投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）若しくは当該投資顧問業者であつた者、当該商品投資顧問業者（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第八項に規定する商品投資顧問業者をいう。）であつた者又は当該不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。第五条第二項第一号へにおいて同じ。）であつた者の取締役、執行

業者をいう。第十五条第二項第一号へにおいて同じ。）であつた者の取締役、執行役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ〜ヲ（略）

七（略）

八 法人である主要株主のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第四十四条第一項の規定により同法第三十三条の免許若しくは同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消し

役若しくは監査役又は政令で定める使用人であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

へ〜ヲ（略）

七（略）

八 法人である主要株主のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号若しくは第四十三条の規定により第六条の認可を取り消され、信託業法第四十九条の規定により同法第一条第一項の免許を取り消され、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条の規定により同法第一条第一項の認可を取り消され、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三十八条第一項の規定により同法第四条の登録若しくは同法第三十九条第一項の規定により同法第二十四条第一項の認可を取り消され、商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十四条において準用する同法第二十八条の規定により同法第三十条の許可を取り消され若しくは不動産特定共同事業法第三十六条の規定により同法第三条第一項の許可を取り消され、又はこの法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）若しくは不動産特定共同事業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の認可等を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

日から五年を経過しない者

ロ・八 (略)

九・十 (略)

3) 6 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 (略)

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業者の利害関係人等(当該投資信託委託業者の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九条の九第二項第一号及び第九十四条において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該投資信託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。)である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ (略)

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ・ニ (略)

ホ 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定によ

ロ・八 (略)

九・十 (略)

3) 6 (略)

(投資信託委託業に係る行為準則)

第十五条 (略)

2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資信託委託業者の利害関係人等(当該投資信託委託業者の総株主の議決権(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次条、第四十九条の九第二項第一号及び第九十四条において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該投資信託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。)である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。

イ (略)

ロ 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者

ハ・ニ (略)

ホ 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定によ

り宅地建物取引業者とみなされる信託会社（信託業務を営む金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む。以下同じ。）

宅地建物取引業（同法第二条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る顧客

へ 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（信託業務を営む金融機関で政令で定めるもの及び不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む。以下同じ。） 不動産特定共同事業者

ト（略）
二丁五（略）

第四十五条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託業者又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託業者又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託業者及び他の投資信託委託業者又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託業者又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一（略）
二 受託会社が営業の免許若しくは登録又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

り宅地建物取引業者とみなされる信託会社（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。）を含む。以下同じ。）

宅地建物取引業（同法第二条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る顧客

へ 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。）を含む。以下同じ。） 不動産特定共同事業者

ト（略）
二丁五（略）

第四十五条 内閣総理大臣は、投資信託委託業者又は受託会社が第一号又は第二号に該当することとなる場合において、当該投資信託委託業者又は受託会社に係る投資信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該投資信託委託業者又は受託会社に対し、内閣総理大臣があらかじめ、当該投資信託契約に係る受託会社又は投資信託委託業者及び他の投資信託委託業者又は受託会社の同意を得た上、当該投資信託契約に関する業務をその同意を得た他の投資信託委託業者又は受託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

一（略）
二 受託会社が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消されること。

<p>2 } 5 (略)</p> <p>(委託者非指図型投資信託の受託者等)</p> <p>第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の信託会社等(信託会社)信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。(又は信託業務を営む金融機関をいう。以下この章及び次章において同じ。)</p> <p>を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。</p> <p>2 信託業務を営む金融機関は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。</p> <p>(受益証券)</p> <p>第四十九条の五 (略)</p> <p>2 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)又は理事がこれに署名し、又は記名なつ印したものでなければならぬ。</p> <p>一 受託者の商号又は名称</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(運用に係る権限の委託)</p> <p>第四十九条の十 (略)</p>	<p>2 } 5 (略)</p> <p>(委託者非指図型投資信託の受託者等)</p> <p>第四十九条の二 委託者非指図型投資信託契約(以下この章において「投資信託契約」という。)は、一の信託会社等を受託者とするのでなければ、これを締結してはならない。</p> <p>2 信託会社等は、信託業法第九条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、委託者非指図型投資信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補てんし、又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補足する契約を締結してはならない。</p> <p>(受益証券)</p> <p>第四十九条の五 (略)</p> <p>2 委託者非指図型投資信託の受益証券は、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)がこれに署名し又は記名なつ印したものでなければならぬ。</p> <p>一 受託者の商号</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(運用に係る権限の委託)</p> <p>第四十九条の十 (略)</p>
---	--

2 信託会社等が前項の規定により委託した場合における前二条の規定の適用については、前二条の規定中「信託会社等」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とし、次条第一項において第十六条及び第十六条の二の規定を信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について準用する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託業者」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第四十九条の十一 第三十四条の規定は委託者非指図型投資信託について、第十六条、第十六条の二、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条中「取得することを受託会社に指図してはならない」とあるのは「取得してはならない」と、「運用の指図」とあるのは「運用」と、第十六条の二第二項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図を行う投資信託財産」とあるのは「運用を行う投資信託財産」と、「運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人」とあるのは「他の信託財産」と、第三十条第四項中「受益権の総口数」とあるのは「当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数」と、第三十三条及び第三十四条第一項第二号中「運用の指図」とあ

2 信託会社等が前項の規定により委託した場合における前二条の規定の適用については、前二条の規定中「信託会社等」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とし、次条において第十六条及び第十六条の二の規定を信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について準用する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「投資信託委託業者」とあるのは、「信託会社等（当該信託会社等から第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者を含む。）」とする。

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第四十九条の十一 第十三条の規定は委託者非指図型投資信託に係る業務を行う信託会社等の常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役）について、第三十四条の規定は委託者非指図型投資信託について、第十六条、第十六条の二、第二十六条第二項及び第三項、第二十七条から第三十条の二まで及び第三十三条の規定は信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について、それぞれ準用する。この場合において、第十六条中「取得してはならない」と、「運用の指図」とあるのは「運用」と、第十六条の二第二項中「運用の指図」とあるのは「運用」と、第二十八条第一項中「運用の指図を行う投資信託財産」とあるのは「運用を行う投資信託財産」と、「運用の指図を行う他の投資信託財産、資産の運用を行う投資法人」とあるのは「他の信託財産」と、第三十条第四項中「受

るのは「運用」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業法第二十五条から第二十七条まで及び第二十九条第三項の規定は、投資信託契約については、適用しない。

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十四条第一項(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む)、第六十条第一項、第二十九条第一項又は第二十三条第一項の規定による命令に違反した者

三・四 (略)

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十七条(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条

益権の総口数」とあるのは、「当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数」と、第三十三条及び第三十四条第一項第二号中「運用の指図」とあるのは「運用」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第三十四条第一項(第四十九条の十一)において準用する場合を含む)、第六十条第一項、第二十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による命令に違反した者

三・四 (略)

第二百四十条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十七条(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第

の二第一項の規定に違反したとき。

四六 (略)

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十七条(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反した者

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十三条の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

三 (略)

四 第二十七条(第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出

一 項の規定に違反したとき。

四六 (略)

第二百四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十七条(第四十九条の十一において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反した者

第二百四十七条 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は投資法人の設立企画人(法人である場合においては、その役員又は使用人を含む。)若しくは執行役員、監督役員、清算執行人若しくは清算監督人若しくはこれらの職務代行者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十三条(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)の規定に違反して、承認を受けないで他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだとき。

三 (略)

四 第二十七条(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したと

したとき。

五十七 (略)

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条の三、第二十九条(第四十九条の十一)第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第三十一条(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二(四) (略)

五 第二十六条第二項(第四十九条の十一)第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十八条第一項(第四十九条の十一)第一項において準用する場合を含む。)、又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

七 第三十条第一項(第四十九条の十一)第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。)、又は第三十二条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

八 第三十三条第一項(第四十九条の十一)第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

き。

五十七 (略)

第二百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十条の三、第二十九条(第四十九条の十一)又は第五十九条において準用する場合を含む。)、第三十一条(第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二(四) (略)

五 第二十六条第二項(第四十九条の十一)又は第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

六 第二十八条第一項(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。))又は第三十四条の六第一項若しくは第二項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

七 第三十条第一項(第四十九条の十一)又は第五十九条において準用する場合を含む。))又は第三十二条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による公告をせず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

八 第三十三条第一項(第四十九条の十一)又は第五十九条において準用する場合を含む。))の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

九十九 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第二十七条(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

六 十 (略)

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第十六条の二(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第三十四条の四の規定に違反したとき。

三 三十九 (略)

九十九 (略)

第二百四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 第二十七条(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付した者

六 十 (略)

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第十六条の二(第四十九条の十一)において準用する場合を含む。)又は第三十四条の四の規定に違反したとき。

三 三十九 (略)

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三 三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務</p> <p>二～ハ （略）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して三年以上になる者</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された金融業務を営む法人における政令で定める貸付けその他資金の運用（貸付先の経理についての審査を含む。）に関する事務</p> <p>二～ハ （略）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2）16（略）</p> <p>17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等）に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの</p> <p>二 （略） 三・四（略） 五 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略） 2）16（略）</p> <p>17 信用金庫は、第八項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの</p> <p>二 （略） 二の二・三（略） （新設）</p>

六・七 (略)

八 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

（削る）

四・五 (略)

六 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第四号に掲げる会社に該当するものを除く。）

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合）には、当該会社の議決権を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等）が合算して保有し、かつ、当該信用金庫連合会の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等）及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るもの

九 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの
（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該

とする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

（新設）

（新設）

信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十一・十二（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第九号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三・四（略）

八・九（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第六号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三・四（略）

<p>3</p> <p>信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第</p> <p>五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>七 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>八 信託子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」といふ。)</p> <p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社</p> <p>ニ その他の会社であつて、当該信用金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの</p>	<p>3</p> <p>信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第</p> <p>(新設)</p> <p>五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

十号まで又は第十二号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受けなければならない。あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4・5（略）

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

7 信用金庫連合会が第五十四条第六項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第十号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該信用金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該信用金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該信用金庫連合会の子会社」とする。

（信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社

七号まで又は第九号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受けなければならない。あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4・5（略）

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（新設）

（信用金庫連合会等による議決権の取得等の制限）

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を

を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（届出事項）

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一（略）

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用金庫連合会が第五十四条の第十七第一項第十号若しくは第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三〇六（略）

除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（届出事項）

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一（略）

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は信用金庫連合会が第五十四条の第十七第一項第七号若しくは第八号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三〇六（略）

改正案	現行
<p>（債権者の異議） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（債権者の異議） 第五十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（手付金等の保全）</p> <p>第四十一条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行う当該工事に係る宅地又は建物の売買で自ら売主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後でなければ、買主から手付金等（代金の全部又は一部として授受される金銭及び手付金その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。）を受領してはならない。ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領しようとする手付金等の額（既に受領した手付金等があるときは、その額を加えた額）が代金の額の百分の五以下であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りでない。</p> <p>一 銀行その他政令で定める金融機関又は国土交通大臣が指定する者（以下この条において「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金等の返還債</p>	<p>（手付金等の保全）</p> <p>第四十一条 宅地建物取引業者は、宅地の造成又は建築に関する工事の完了前において行う当該工事に係る宅地又は建物の売買で自ら売主となるものに関しては、次の各号の一に掲げる措置を講じた後でなければ、買主から手付金等（代金の全部又は一部として授受される金銭及び手付金その他の名義をもつて授受される金銭で代金に充当されるものであつて、契約の締結の日以後当該宅地又は建物の引渡し前に支払われるものをいう。以下同じ。）を受領してはならない。ただし、当該宅地若しくは建物について買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領しようとする手付金等の額（既に受領した手付金等があるときは、その額を加えた額）が代金の額の百分の五以下であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りでない。</p> <p>一 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は国土交通大臣が指定する者（以下この条において「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負うこととなつた場合において当該銀行等がその債務を連帯して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金</p>

<p>務を連帯して保証することを約する書面を買主に交付すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(信託会社等に関する特例)</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社(政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。)には、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 信託業務を兼営する金融機関及び第一項の政令で定める信託会社に対するこの法律の規定の適用に<u>関し必要な事項は、政令で定める。</u></p>	<p>等の返還債務を連帯して保証することを約する書面を買主に交付すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(信託会社等に関する特例)</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社には、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に<u>関し必要な事項は、政令で定める。</u></p>
---	--

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 信託業法（平成十六年法律第 号）第一条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第四項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>（削る）</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二・四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>八 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株</p>

十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む

式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとする。）

- イ 従属業務
- ロ 金融関連業務

（新設）

（新設）

業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合

算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

<p>ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>十二・十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 証券子会社等 長期信用銀行の子会社（第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株</p>	<p>九・十（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社（第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である次に掲げる会社</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会</p>

<p>会社</p> <p>八 (略)</p> <p>七 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社</p> <p>八 (略)</p> <p>八 信託子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号、第十項及び第十六条の四第一項第十号ロにおいて「信託兼営銀行」という。)</p> <p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする第一項第十三号に掲げる持株会社</p> <p>ニ その他の会社であつて、当該長期信用銀行の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの</p> <p>5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十三号に掲げる会社(従属業務(第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p>	<p>社</p> <p>八 (略)</p> <p>六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会社</p> <p>八 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社(従属業務(第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p>	

を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよとするとときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7・8（略）

9 第一項第十一号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

10 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二（略）

三・四（略）

く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよとするとときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7・8（略）

9 第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（新設）

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第十六条の四 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）は、長期信用銀行及び次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一・二（略）

二の二・三（略）

<p>五 信託専門会社</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 保険業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣</p>	<p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>(新設)</p> <p>七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第十三条の二第四項第二号に掲げる金融関連業務(当該長期信用銀行持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該長期信用銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。)</p>
<p>八・九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令</p>	

府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4・5 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条において「長期信用銀行等」という。）を子会社としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4・5 (略)

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として長期信用銀行持株会社若しくはその子会社又は長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

改正案	現行
<p>(信託約款と信託契約)</p> <p>第三条 信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第<u> </u>号）<u> </u>第三条又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けた者をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。）をいう。以下同じ。）は、貸付信託に係る信託契約については、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた信託約款に基づいて、これを締結しなければならない。</p> <p>2 信託約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 信託業務を営む金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四（損失の補てん及び利益の補足）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項</p> <p>十二 十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>(信託約款の承認)</p> <p>第四条 信託会社等は、前条第一項の規定による承認を受けようとするときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画</p>	<p>(信託約款と信託契約)</p> <p>第三条 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）は、貸付信託に係る信託契約については、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた信託約款に基づいて、これを締結しなければならない。</p> <p>2 信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 十（略）</p> <p>十一 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条（損失の補てん及び利益の補足）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項</p> <p>十二 十五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>(信託約款の承認)</p> <p>第四条 信託会社は、前条第一項の規定による承認を受けようとするときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画及</p>

<p>及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第五条 信託会社等は、前条の規定により承認を受けた信託約款を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信託契約締結の手続)</p> <p>第七条 信託会社等は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、次の事項を公告しなければならない。</p> <p>一 信託会社等の商号又は名称</p> <p>二 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受益証券)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受益証券は、記号、番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を記載し、信託会社等を代表する役員が署名しなければならない。</p>	<p>及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信託約款の変更)</p> <p>第五条 信託会社は、前条の規定により承認を受けた信託約款を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信託契約締結の手続)</p> <p>第七条 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。</p> <p>一 信託会社の商号</p> <p>二 六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受益証券)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受益証券は、記号、番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を記載し、代表取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、代表執行役)が署名しなければならない。</p>
--	--

<p>一 受託者の商号又は名称</p> <p>二 六 (略)</p>	<p>らない。</p> <p>一 受託者の商号</p> <p>二 六 (略)</p>
------------------------------------	--

改正案	現行
<p>第五十六条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第五十六条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（債券の発行等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（債券の発行等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（合併の手續） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（合併の手續） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、協会は、当該債務につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第五十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十八条の二（略）</p> <p>2 10（略）</p> <p>11 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>12（略）</p> <p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p>	<p>第五十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十八条の二（略）</p> <p>2 10（略）</p> <p>11 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。</p> <p>12（略）</p> <p>（労働金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p>

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等）に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）を営むもの

二（略）

三・四（略）

（削る）

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第二条第一項（定義等）に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等）に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの

二（略）

二の二・三（略）

四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合）には、当該会社の議決権を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券

<p>五 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）</p> <p>六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの</p>	<p>券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	---

(イ)に掲げるものを除く。() 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
(イ)に掲げるものを除く。() 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
(イ)に掲げるものを除く。() 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し

ているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

七・八（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業、保険業（保険業法第一条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）又は信託業（信託業法第一

五・六（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 労働金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、証券業又は保険業（保険業法第一条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する

条第一項(定義)に規定する信託業をいう。第五号において同じ。)に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

三・四 (略)

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

六 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ (略)

七 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ (略)

八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社(従属業務)前項第一号に掲げる

業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

三・四 (略)

(新設)

五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

ハ (略)

六 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ (略)

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社

ハ (略)

(新設)

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社(従属業務)前項第一号に掲げる

従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としよつとするときは、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会が行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

7 労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会の子会社」とする。

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準

従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としよつとするときは、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会が行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

(新設)

(労働金庫連合会等による議決権の取得等の制限)

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の議決権については、合算して、その基準

議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一（略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第六号若しくは第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三六（略）

議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2・3（略）

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

一（略）

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

三六（略）

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（附則第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（基金の業務） 第百三十条（略） 2～4（略） 5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、厚生年金基金連合会その他の法人に委託することができる。ただし、年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができない。</p> <p>（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約） 第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令で定めるところにより</p>	<p>（基金の業務） 第百三十条（略） 2～4（略） 5 基金は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、厚生年金基金連合会その他の法人に委託することができる。ただし、年金数理に関する業務は、厚生年金基金連合会に委託することができない。</p> <p>（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約） 第百三十条の二 基金は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。</p>

<p>なければならぬ。</p> <p>2 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金（年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）について、政令の定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第三十六條の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二、五（略）</p> <p>三、五（略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第五十九條（略）</p> <p>二、五（略）</p> <p>6 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>2 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金（年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）について、政令の定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第三十六條の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二、五（略）</p> <p>三、五（略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第五十九條（略）</p> <p>二、五（略）</p> <p>6 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。</p>
<p>なければならぬ。</p> <p>2 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金（年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第三十六條の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二、五（略）</p> <p>三、五（略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第五十九條（略）</p> <p>二、五（略）</p> <p>6 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>2 基金は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金（年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。以下同じ。）について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>（年金給付等積立金の運用）</p> <p>第三十六條の三 年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。</p> <p>一 信託会社への信託（運用方法を特定するものを除く。）</p> <p>二、五（略）</p> <p>三、五（略）</p> <p>（連合会の業務）</p> <p>第五十九條（略）</p> <p>二、五（略）</p> <p>6 連合会は、その業務の一部を、政令で定めるところにより、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。</p>

<p>(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)</p> <p>第百五十九条の二 連合会は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金について、政令の定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)</p> <p>第百五十九条の二 連合会は、年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関して、信託会社、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会と信託、保険若しくは共済の契約を締結し、又は投資顧問業者と投資一任契約を締結するときは、政令で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 連合会は、前項に規定する投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る年金給付等積立金について、政令の定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（借入金及び道路債券） 第二十六条（略） 2～7（略） 8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき道路債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託業者に委託することができる。</p>	<p>（借入金及び道路債券） 第二十六条（略） 2～7（略） 8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき道路債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。</p>
9（略）	9（略）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十三条 研究所は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、農林中央金庫、 商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金 庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法 律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連 合会その他預金等の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。</p> <p>2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、銀行 法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金（次 項において「掛金」という。）及び金融機関の信託業務の兼営等に関 する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四に規定する契約 による金銭信託をいう。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この法律において「金融機関」とは、銀行、信託会社、農林 中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金 庫、労働金庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和 二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う 協同組合連合会その他預金等の受入れ及び資金の融通を業とする者 をいう。</p> <p>2 この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金、銀行 法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する掛金（次 項において「掛金」という。）及び信託業法（大正十一年法律第六十 五号）第九条に規定する契約による金銭信託をいう。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>第四十九条の三（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>	<p>第四十九条の三（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>

企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）（附則第四十九条関係）

改正案	現行
<p>(管財人) 第三十条 (略)</p> <p>2 信託会社(信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう)、銀行その他の法人は、管財人となることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(管財人) 第三十条 (略)</p> <p>2 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができる。</p> <p>3 (略)</p>

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）（附則第五十条関係）

改正案	現行
<p>（開発促進基金） 第十七条（略）</p> <p>2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方法によらなければこれを運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（開発促進基金） 第十七条（略）</p> <p>2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方法によらなければこれを運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>（借入金及び首都高速道路債券） 第三十七条（略） 2～7（略） 8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託業者に委託することができる。</p>	<p>（借入金及び首都高速道路債券） 第三十七条（略） 2～7（略） 8 公団は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。</p>
9（略）	9（略）

改正案	現行
<p>(基金の業務) 第二百二十八条（略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金は、信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三 条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。） 信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全 国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号） 第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは 共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同 じ。）又は投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に關す る法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者 をいう。以下同じ。）と、当該基金が支給する年金又は一時金に要す る費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約（同 条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結するときは、政 令の定めるところによらなければならない。</p> <p>4 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組 合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者は、 正当な理由がある場合を除き、前項に規定する契約（運用方法を特 定する信託の契約であつて、政令で定めるものを除く。）の締結を拒 絶してはならない。</p> <p>5 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会</p>	<p>(基金の業務) 第二百二十八条（略）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 基金は、信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。） 生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組 合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を 行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全 国を地区とするものに限る。以下同じ。）又は投資顧問業者（有価証 券に係る投資顧問業の規制等に關する法律（昭和六十一年法律第七 十四号）第二条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と、当該基 金 が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若し くは共済の契約又は投資一任契約（同条第四項に規定する契約をい う。以下同じ。）を締結するときは、政令の定めるところによらなけ ればならない。</p> <p>4 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産 業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除 き、前項に規定する契約（運用方法を特定する信託の契約であつて、 政令で定めるものを除く。）の締結を拒絶してはならない。</p> <p>5 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会</p>

社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2・3 (略)

4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5 (略)

6 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

(連合会の業務)

第三百三十七条の十五 (略)

2・3 (略)

4 連合会は、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は投資顧問業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。

5 (略)

6 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

改正案	現行
<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第七十七條 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約）同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第七十七條 機構は、業務上の余裕金を運用するに当たつては、次に掲げる方法以外の方法によつてはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（運用方法を特定する信託（投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約）同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結によるものを除く。）については、厚生労働大臣の指定するものに限る。）</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

改正案	現行
<p>（前受金保全措置） 第十八条の三（略） 2・3（略） 4 銀行その他政令で定める金融機関又は経済産業大臣の指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約（以下単に「供託委託契約」という。）の受託者となることができない。 5（略）</p>	<p>（前受金保全措置） 第十八条の三（略） 2・3（略） 4 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関又は経済産業大臣の指定する者でなければ、前項の前受業務保証金供託委託契約（以下単に「供託委託契約」という。）の受託者となることができない。 5（略）</p>

改正案	現行
<p>第六十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>	<p>第六十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>
現行	<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（余裕金の運用） 第三十七条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二（略） 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用） 第三十七条 機構は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一・二（略） 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第五十八条関係）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）		別表第一（第三十条の七関係）	
一〇七（略）	（略）	一〇七（略）	（略）
八 金融庁又は財務省	<p>信託業法（平成十六年法律第 号）による同法第三条の免許、同法第七条第一項の登録、同法第三項（同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同法第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認可、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録、同法第七十一条第一項の届出、同法第八十六条第一項の登録、同条第三項の更新又は同法第九十条第一項の</p>	（新設）	

	届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九〇十二 (略)	(略)
(削る)	
十三〇百二十 (略)	(略)

八〇十一 (略)	(略)
十二 金融庁若しくは財務省又は経済産業省	特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)による同法第三十条若しくは第五十二条の許可、同法第三十五条第一項(同法第五十四条において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十七条(同法第五十四条において準用する場合を含む。)(の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの)
十三〇百二十 (略)	(略)

石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）（附則第五十九条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第二十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第二十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</p>

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（附則第六十条関係）

改正案	現行
<p>第十一条（略） 2～5（略） 6 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第十一条（略） 2～5（略） 6 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（基金經理） 第三十六条の二（略）</p> <p>2 公団は、次の方法による場合を除くほか、退職金支払確保契約業務に係る給付のための資金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの</p>	<p>（基金經理） 第三十六条の二（略）</p> <p>2 公団は、次の方法による場合を除くほか、退職金支払確保契約業務に係る給付のための資金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの</p>

外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（附則第六十二条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び銀行、協同組織金融機関（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項（定義）に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。</p> <p>二 丁九（略）</p> <p>(登録の拒否要件)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業を営む者（証券会社及び銀行、協同組織金融機関（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項（定義）に規定する協同組織金融機関をいう。以下同じ。）信託会社その他政令で定める金融機関を除く。）をいう。</p> <p>二 丁九（略）</p> <p>(登録の拒否要件)</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 この法律、証券取引法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平</p>

成三年法律第六十六号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

九ノ十二 (略)

2 (略)

(業務の規制)

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項(役員(兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。))について、同法第三十三条(誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで(業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等)についての書面の同意)の規定は

成三年法律第六十六号)、特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

九ノ十二 (略)

2 (略)

(業務の規制)

第十四条 証券取引法第三十二条第一項、第三項及び第四項(役員(兼務・兼業の届出等)の規定は外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員(同条第三項及び第四項にあつては、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。))について、同法第三十三条(誠実公正の原則)、第三十四条から第四十二条まで(業務、名義貸しの禁止、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、説明書の交付、取引報告書の交付及び禁止行為)、第四十二条の二第一項、第三項及び第五項(損失補てんの禁止等)並びに第四十三条から第四十七条の二まで(業務の状況についての規制、その他業務との利益相反行為の防止、親法人等又は子法人等との間の弊害防止措置、引受人の信用供与の制限、顧客資産の分別及び顧客の有価証券の担保提供等)についての書面の同意)の規定は

外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは、「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役若しくは執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同法第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二十項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同法第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四

外国証券会社がその支店において行う業務について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「親銀行等の取締役若しくは執行役若しくは監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）又は使用人」とあるのは「特定金融機関（特定法人等（当該外国証券会社と密接な関係を有することその他の政令で定める要件に該当する法人その他の団体をいう。）のうち銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関に該当するものをいう。）の取締役若しくは執行役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第一項」と、同法第四項中「証券会社の取締役又は執行役を兼ねる」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者又は支店に駐在する役員を兼ねる」と、同法第四十一条第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と、同法第四十二条第一項中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第四十四条中「第三十四条第二項各号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項各号」と、同法第一号中「第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第一号」と、同法第二号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第三十四条第二項第二号」と、同法第四十五条第一号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する

条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

(届出事項)

第二十二條 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一～三 (略)

四 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項（子会社による親会社株式の取得の制限等）に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五 その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。

る法律第十四条第一項において準用する第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第二号及び第三号中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同法第四十七条の二第二項中「第四十条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する第四十条第二項の規定」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

(届出事項)

第二十二條 外国証券会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一～三 (略)

四 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社について、その議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一條ノ二第四項（子会社による親会社株式の取得の制限等）に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を保有することとなつたとき。

五 その議決権の過半数を保有している銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関その他内閣府令で定める会社についてその議決権の過半数を保有しないこととなつたとき、又は当該会社が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止

<p>2 (略)</p> <p>六、十 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>六、十 (略)</p> <p>したとき。</p>
---------------------------------	--

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 (略) 四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭 五 (略) 3 13 (略) (営業譲渡等における債権者保護の特例) 第百三十一条 (略) 2 6 (略) 7 救済金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 (略) 四 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭 五 (略) 3 13 (略) (営業譲渡等における債権者保護の特例) 第百三十一条 (略) 2 6 (略) 7 救済金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

<p>(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)</p> <p>第三百三十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする営業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法(大正十一年法律第六十二号)第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関(以下この条及び次条において「新受託者」という。)との間の営業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 11 (略)</p> <p>第百五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一項の規定により信託業務を営む金融機関 同法第十五条各号</p> <p>四 六 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)</p> <p>第三百三十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対してする営業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法(大正十一年法律第六十二号)第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関(以下この条及び次条において、新受託者」という。)との間の営業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。</p> <p>2 11 (略)</p> <p>第百五十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一項の規定により信託業務を営む金融機関 同法第十条各号</p> <p>四 六 (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（勤労者財産形成貯蓄契約等）</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関、信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項（第五号を除く。）において同じ。）若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 9（略）</p> <p>（勤労者財産形成給付金契約等）</p> <p>第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組</p>	<p>（勤労者財産形成貯蓄契約等）</p> <p>第六条 この法律において「勤労者財産形成貯蓄契約」とは、勤労者が締結した次に掲げる契約（勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他の金融機関若しくは証券会社で、政令で定めるもの又は日本郵政公社（以下「金融機関等」という。）を相手方とする預貯金、合同運用信託又は有価証券で、政令で定めるもの（以下「預貯金等」という。）の預入、信託又は購入（以下「預入等」という。）に関する契約で、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>2 9（略）</p> <p>（勤労者財産形成給付金契約等）</p> <p>第六条の二 この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、その事業場（勤労者財産形成基金の設立に係る事業場以外の事業場に限る。以下この項において同じ。）の勤労者の財産形成に寄与するため、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組</p>

合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社、信託業務を兼営する金融機関、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）、の投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）、又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〜四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができな

合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意に基づき、信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社をいう。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会をいう。）、損害保険会社（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。）、又は証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この項及び次条第二項第五号において同じ。）（以下「信託会社等」と総称する。）と締結した勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）、又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定（追加設定を含む。第一号及び第五号並びに同項において同じ。）の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〜四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができない

いものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関、信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六〇九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）で、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場

ものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る証券投資信託の解約金又は償還金（収益の分配を含む。次号並びに次条第二項第五号及び第六号において「投資信託解約金等」という。）の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六〇九（略）

2（略）

（勤労者財産形成基金契約）

第六条の三（略）

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託（政令で定めるものに限る。）で、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済（政令で定めるものに限る。）、当該勤労者を被保険者及び満期返戻金受取人とする損害保険（政令で定めるものに限る。）又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託（政令で定めるものに限る。）の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けたものをいう。

一〇四（略）

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合

合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関、信託会社又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

3・4 (略)

には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該投資信託委託業者が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

3・4 (略)

積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）（附則第六十六条関係）

改正案	<p>(営業保証金供託委託契約) 第二十条（略）</p> <p>2 銀行その他政令で定める金融機関でなければ、前項の営業保証金供託委託契約の受託者となることができない。</p>
現行	<p>(営業保証金供託委託契約) 第二十条（略）</p> <p>2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関でなければ、前項の営業保証金供託委託契約の受託者となることができない。</p>

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭 四 (略) 3 10 (略) (信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例) 第百十四条 (略) 2 6 (略) 7 救済農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭 四 (略) 3 10 (略) (信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例) 第百十四条 (略) 2 6 (略) 7 救済農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この</p>

この限りでない。

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)

第百十五条 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法(大正十一年法律第六十二号)第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合(以下この条において「新受託者」という。)との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。

2
11 (略)

限りでない。

(信託業務の承継における受託者更迭手続の特例)

第百十五条 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法(大正十一年法律第六十二号)第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合(以下この条において「新受託者」という。)との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。

2
11 (略)

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）（附則第六十九条関係）

改正案	現行
<p>(供託委託契約) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 銀行その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者 (以下単に「受託者」という。)となることができない。</p>	<p>(供託委託契約) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 銀行、信託会社その他の政令で定める者でなければ、供託委託契約の受託者(以下単に「受託者」という。)となることができない。</p>

改正案	現行
<p>第六十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>	<p>第六十七条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（認証）</p> <p>第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。</p>	<p>（認証）</p> <p>第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）若しくは監査法人又は信託業法（大正十一年法律第六十五号）第五条第一項第六号の業務を営む信託会社の監査証明とともに少なくとも毎年一回構成員に公表されることとされていること。</p>

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第七十二条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（管理人の選任） 第九十四条（略） 2 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）銀行その他の法人は、 管理人となることができる。</p>	<p>（管理人の選任） 第九十四条（略） 2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人となることができる。</p>

改正案	現行
<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>	<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 信託業法（平成十六年法律第 号）第一条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。以下「兼営法」という。）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）（削る）</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p>	<p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>三の二・四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六（略）</p> <p>七 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>八 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決</p>

十 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの、当該会社の議決権について、当該銀行の

権の数を超えて保有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務
ロ 金融関連業務

（新設）

（新設）

証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも営むもの
（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの
（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

<p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの (イ)に掲げるものを除く。() 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ホ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ヘ 保険専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びニに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p>	<p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め</p> <p>九・十 (略)</p>
--	---

<p>るところによる。</p> <p>一 従属業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の 営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 銀行業、証券業、保険業又は信託業に付随し、 又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務と して内閣府令で定めるもの</p> <p>六 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会 社</p> <p>八 (略)</p> <p>七 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる持株会 社</p> <p>八 (略)</p> <p>八 信託子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ 兼営法第一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務 を営む銀行(以下「信託兼営銀行」という。) ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社 ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十三号に掲げる 持株会社</p> <p>二 その他の会社であつて、当該銀行の子会社である信託兼営銀</p>	<p>るところによる。</p> <p>一 従属業務 銀行又は前項第二号から第七号までに掲げる会社の 営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連 する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>八 (略)</p> <p>六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社 イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>八 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの</p> <p>3 (略)</p> <p>4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよとるときは、第三十條第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第六條第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第十一号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>8 銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該銀行の信託子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社」とあるのは、「当該銀行又はその信託子会社等が合算して、当該銀行の子会社」とする。</p> <p>(銀行等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第十六條の三 銀行又はその子会社は、国内の会社（前條第一項第一</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよとるときは、第三十條第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第六條第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(銀行等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第十六條の三 銀行又はその子会社は、国内の会社（前條第一項第一</p>
--	---

号から第六号まで、第十一号及び第十三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2~8 (略)

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(銀行議決権保有届出書等に関する特例)

第五十二条の四 銀行、証券会社、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が保有する議決権で当該議決権に係る株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを保有の目的としないもの(議決権保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例

号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2~8 (略)

(営業等の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は事業の全部の譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(銀行議決権保有届出書等に関する特例)

第五十二条の四 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が保有する議決権で当該議決権に係る株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを保有の目的としないもの(議決権保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象議決権」という。)に係る銀行議決権保有届出書は、第五十二条の

対象議決権」という。)に係る銀行議決権保有届出書は、第五十二条の二第一項の規定にかかわらず、議決権保有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2~4 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

三・四 (略)

五 信託専門会社

六・七 (略)

八 保険業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

九 信託業を営む外国の会社(第六号に掲げる会社に該当するものを除く。)

十 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行

二第一項の規定にかかわらず、議決権保有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該議決権の保有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2~4 (略)

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一・二 (略)

二の二・三 (略)

(新設)

四・五 (略)

六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ (略)

ロ 第十六条の二第二項第二号に掲げる金融関連業務(当該銀行

持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務を、当該銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務をそれぞれ除くものとする。

十一・十二 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社）（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総

持株会社が証券専門会社、証券仲介専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。

八・九 (略)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社（従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社）（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。）（以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としようとするときは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4・5 (略)

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総

<p>理大臣が定める。</p> <p>(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社銀行並びに前条第一項第一号から第五号まで、第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>278 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。))。</p> <p>三十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>理大臣が定める。</p> <p>(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>278 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の二第一項第八号又は第九号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。))。</p> <p>三十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>理大臣が定める。</p> <p>(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>278 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の二第一項第八号又は第九号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。))。</p> <p>三十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>理大臣が定める。</p> <p>(銀行持株会社等による議決権の取得等の制限)</p> <p>第五十二条の二十四 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。</p> <p>278 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第十六条の二第一項第八号又は第九号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。))。</p> <p>三十八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 第五十二条の二十三第一項第十号又は第十一号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>四（九）（略）</p>	<p>3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一（二）（略）</p> <p>三 第五十二条の二十三第一項第七号又は第八号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>四（九）（略）</p>
---	--

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（附則第七十五条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十四条 基金は、次の方法によるほか、老人保健関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社その他信託業務を営む銀行への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>（投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例） 第二十三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介その限りでない」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。</p>	<p>（投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例） 第二十三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（<u>信託業法（大正十一年法律第六十五号）（第五条第一項第三号）に規定するものに限る。</u>）その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（認可投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 認可投資顧問業者が信託業務を営む場合における第三十三条において準用する第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない」。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介（<u>信託業法第五条第一項第三号に規定するものに限る。</u>）その他の政令で</p>

<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>定める行為は、この限りでない」とする。</p>
--------------------	---

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）

（附則第七十七条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（平成十六年法律第 号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人</p> <p>四六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第六条 主務大臣は、前条の規定による許可の申請があつたときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律、信託業法（大正十一年法律第六十五号）、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、商品取引所法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない法人</p> <p>四六（略）</p> <p>2（略）</p>

(報告書の交付)

第十八条 (略)

2 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介をしたとき、又は商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営する金融機関を当事者とする信託契約に係る信託収益の分配等を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の販売等をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資受益権に係る財産の運用の現状について調査し、その結果について説明し又は記録した報告書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、当該商品投資契約を締結した顧客又は当該商品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならぬ。

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

2 第三章の規定は、信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)及び信託業務を兼営する金融機関並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者(同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

(報告書の交付)

第十八条 (略)

2 商品投資販売業者は、商品投資契約の締結の代理若しくは媒介をしたとき、又は商品投資受益権(信託会社又は信託業務を兼営する銀行を当事者とする信託契約に係る信託収益の分配等を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)の販売等をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該商品投資契約又は当該商品投資受益権に係る財産の運用の現状について調査し、その結果について説明し又は記録した報告書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、当該商品投資契約を締結した顧客又は当該商品投資受益権を購入した顧客の利用に供しなければならぬ。

(銀行、信託会社等の適用除外)

第四十八条 (略)

2 第三章の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者(同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産の運用上生じる資金として政令で定めるものを特定商品投資により運用する場合に限る。)については、適用しない。

<p>(信託業法の適用除外)</p> <p>第四十八条の二 信託業法第六章の規定は、商品投資販売業者が行う商品投資受益権の販売等については、適用しない。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）（附則第七十八条関係）

改正案	現行
<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。）で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託業務を兼営する金融機関及び第一項の政令で定める信託会社に対するこの法律の規定の適用に必要事項は、政令で定める。</p>	<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託会社で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に必要事項は、政令で定める。</p>

<p>改正案</p>	<p>第三十六条（略） 2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>
<p>現行</p>	<p>第三十六条（略） 2 債権者が異議を述べたときは、更生保護法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第八十条関係）

改正案	現行
<p>（組織変更決議の公告等及び異議申立て） 第七十条（略） 2・3（略） 4 信託業法（平成十六年法律第 号）第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、第二項において準用する商法第百条の異議を述べた前項の金銭信託の受益者がいる場合について準用する。 この場合において、信託業法第四十条第二項中「合併後の信託会社」とあるのは、「組織変更後の相互会社」と読み替えるものとする。 5（略） 第九十九条（略） 2～5（略） 6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。 7（略） 8 信託業法第十一条（営業保証金）、第二十二條から第三十一条まで（信託業務の委託、信託業務の委託に係る信託会社の責任、信託の引受けに係る行為準則、信託契約の内容の説明、信託契約締結時の</p>	<p>（組織変更決議の公告等及び異議申立て） 第七十条（略） 2・3（略） 4 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十六条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、第二項において準用する商法第百条の異議を述べた前項の金銭信託の受益者がいる場合について準用する。 5（略） 第九十九条（略） 2～5（略） 6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行（相互会社にあつては、これらの法令に規定する会社又は銀行）とみなす。この場合においては、信託業法第三条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。 7（略） 8 信託業法第七条から第十条まで（国債の供託、優先弁済、損失の補てん等及び固有財産との区分）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場</p>

書面交付、信託財産状況報告書の交付、信託会社の忠実義務等、信託財産に係る行為準則、信託の公示の特例及び信託財産に係る債務の相殺）、第四十二条（立入検査等）及び第四十九条（免許等の取消し等の場合の解任手続）並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四（損失の補填等）の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる信託業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四十二条第二項	第十七条から第十九条までの届出若しくは	当該
<p>第十一条第十項</p>	<p>第七條第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許若しくは第七條第一項の登録</p>	<p>保險業法第百三十三條若しくは第百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二條の規定により同法第三條第一項の免許</p>

合において、同法第七條中「資本金」とあるのは、「資本金（相互会社二付テ八基金（保險業法第五十六條ノ基金償却積立金ヲ含ム）ノ総額）」と読み替えるものとする。

<p>第四十九条第一項</p>	<p>は措置若しくは当該 第七條第三項の登録 の更新をしなかつた 場合、第四十四條第 一項の規定により第 三條の免許を取り消 した場合又は第四十 五條第一項の規定に より第七條第一項の 登録</p>	<p>保險業法第三百三十 三條又は第三百三十 四條の規定により 同法第三條第一項 の免許</p>
<p>9 生命保險会社が第三項の規定により引き受ける信託契約の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、生命保險会社を信託会社とみなして信託業法第二條第八項（定義）及び第五章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属生命保險会社」と、同法第七十八條中「第三十四條」とあるのは「保險業法第一百一條第一項及び第二項」とする。</p> <p>10 （略）</p> <p>（保險会社の子会社の範囲等） 第六條 保險会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～五 （略） 六 （略） 七 信託業法第二條第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信</p>	<p>（新設）</p> <p>9 （略）</p> <p>（保險会社の子会社の範囲等） 第六條 保險会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一～五 （略） 五の二 （略） （新設）</p>	

託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。次項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）

八・九（略）

十 証券業を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

（削る）

六・七（略）

八 証券業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあっては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えているものに、その会社が証券専門関連業務を営む会社（銀行専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の議決権を当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているものに、その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の議決権を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議

<p>十一 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）</p> <p>十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの</p>	<p>決権の数を超えて保有しているものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--

(イ)に掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの

(イ)に掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの

(イ)に掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)(が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。)

当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会

社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十三・十四（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従属業務 保険会社又は前項第三号から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの
- 二 金融関連業務 保険業、銀行業、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三・四（略）

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十・十一（略）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従属業務 保険会社又は前項第三号から第八号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの
- 二 金融関連業務 保険業、銀行業又は証券業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三・四（略）

（新設）

五 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>七 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一一条第一項(兼営の認可)の認可を受けて信託業務を営む銀行(以下この号において「信託兼営銀行」という。)</p> <p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社</p> <p>二 その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」</p>	<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」</p>
<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」</p>	<p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」</p>

<p>と^いう[。]を子会社としよ^うと^するときは、第百四十二^条、第百六十七^条第一^項又は第百七十三^条の六第一^項の規定により事業の譲受^け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総^理大臣の認可を受けなければなら^{ない}。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一^項第十二^号又は第四^項の場合において、会社が主として保^険会社若しくはその子会社又は保^険会社が行^う業務のために従^属業務を営^んでいるかどうかの基準は、内閣総^理大臣が定め^る。</p> <p>8 (略)</p> <p>(保^険会社等による議^決権の取得の制限)</p> <p>第百七^条 保^険会社又はその子会社は、国内の会社(前^条第一^項第一^号から第七^号まで、第十二^号及び第十四^号に掲げる会社を除^く。以下この条において同^じ。)の議^決権については、合算して、その基^準議^決権数(当該国内の会社の総^株主等の議^決権に百分の十を乗じて得^た議^決権の数を^いう。以下この条において同^じ。)を超える議^決権を取^得し、又は保有してはなら^{ない}。</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(届^出事項)</p> <p>第百二十七^条 保^険会社は、次の各号のい^づれかに該^当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総^理大臣に届^け出^なければなら^{ない}。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第百六^条第一^項第十二^号又は第十三^号に掲げる会社(同^条第四</p>	<p>と^いう[。]を子会社としよ^うと^するときは、第百四十二^条、第百六十七^条第一^項又は第百七十三^条の六第一^項の規定により事業の譲受^け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総^理大臣の認可を受けなければなら^{ない}。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一^項第九^号又は第四^項の場合において、会社が主として保^険会社若しくはその子会社又は保^険会社が行^う業務のために従^属業務を営^んでいるかどうかの基準は、内閣総^理大臣が定め^る。</p> <p>8 (略)</p> <p>(保^険会社等による議^決権の取得の制限)</p> <p>第百七^条 保^険会社又はその子会社は、国内の会社(前^条第一^項第一^号から第五^号まで、第九^号及び第十一^号に掲げる会社を除^く。以下この条において同^じ。)の議^決権については、合算して、その基^準議^決権数(当該国内の会社の総^株主等の議^決権に百分の十を乗じて得^た議^決権の数を^いう。以下この条において同^じ。)を超える議^決権を取^得し、又は保有してはなら^{ない}。</p> <p>2~8 (略)</p> <p>(届^出事項)</p> <p>第百二十七^条 保^険会社は、次の各号のい^づれかに該^当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総^理大臣に届^け出^なければなら^{ない}。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第百六^条第一^項第九^号又は第十^号に掲げる会社(同^条第四^項の</p>
---	--

<p>2 信託業法第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、前項</p> <p>（信託業務を行う会社に関する特則）</p> <p>第百七十二条の九（略）</p>	<p>2 信託業法第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、前項</p> <p>（信託業務を行う会社に関する特則）</p> <p>第百七十二条の九（略）</p>
<p>2 項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき）第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十二条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。）</p> <p>三〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険金信託業務を行う保険会社の特例）</p> <p>第百四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信託業法第四十条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する。この場合において、同項中「合併後の信託会社」とあるのは、「事業譲渡により事業を譲り受けた保険会社」と読み替えるものとする。</p>	<p>規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき）第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十二条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。）</p> <p>三〇八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（保険金信託業務を行う保険会社の特例）</p> <p>第百四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信託業法第十六条第二項（異議を述べた受益者）の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する。</p>

る保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは、「日本における保険契約」と、「支出として」とあるのは、「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは、「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは、「日本における保険契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは、「日本において設ける」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは、「外国生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは、「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは、「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは、「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは、「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

において設ける」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは、「外国生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは、「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは、「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは、「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中「保険計理人」とあるのは、「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは、「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(この法律の適用関係等)

第二百四十条 特定法人が第二百十九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第八十五条第六項、第八十六条第三項、第九十一条、第九十七条、第九十九条において準用する第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第一百条の二まで、第一百十二条並びに第一百四十四条から第一百二十二条まで、第二百条、第二編第十章（第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を除く。）、第三編並びに第四編の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十七条中「第九十条」とあるのは「第二百一十二条」と、第九十九条において準用する第九十七条第一項中「第八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」と、第九十九条において準用する第九十九条第八項中「第二百五条若しくは第二百六条の規定により同法第八十五条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二条の規定により同法第八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百三十六条の規定により同法第二百十九条第一項」と、第二百五条又は第二百六条の規定により同法第八十五条第一項」とあるのは「第二百三十一条又は第二百三十二条の規定により同法第二百十九条第一項」とする。

二 第六（略）

2（略）

一 第八十五条第六項、第八十六条第三項、第九十一条、第九十七条、第九十九条において準用する第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条から第一百条の二まで、第一百十二条並びに第一百四十四条から第一百二十二条まで、第二百条、第二編第十章（第二百六十二条、第二百六十五条の二、第二百六十五条の三、第二百六十五条の六及び第二百六十五条の四十二を除く。）、第三編並びに第四編の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十七条中「第九十条」とあるのは「第二百一十二条」と、第九十九条において準用する第九十七条第一項中「第八十五条第二項」とあるのは「第二百十九条第二項」とする。

二 第六（略）

2（略）

<p>(保険持株会社の業務範囲等)</p> <p>第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第十四号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 信託専門会社</p> <p>八 十 (略)</p> <p>十一 信託業を営む外国の会社 (前三号に掲げる会社に該当するものを除く。)</p> <p>十二 十四 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>5 第一項第十二号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(保険持株会社の業務範囲等)</p> <p>第二百七十一条の二十一 保険持株会社は、その子会社である保険会社及び次条第一項第三号から第十一号までに掲げる会社並びにこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>五の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九 十一 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>5 第一項第九号の場合において、会社が主として保険持株会社又はその子会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>6 (略)</p>

<p>(保証金)</p> <p>第二百九十一条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。第三百十九条第七号において同じ。)を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>9~12 (略)</p>	<p>(保証金)</p> <p>第二百九十一条 (略)</p> <p>2~7 (略)</p> <p>8 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金の額(契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。第三百十九条第三号において同じ。)を行い、かつ、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>9~12 (略)</p>
<p>第三百十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)(において準用する信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者</p> <p>二 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)(において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者</p> <p>三 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)(において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>四 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)</p>	<p>(新設)</p>

む。()において準用する信託業法第四十二条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、保険金信託業務を開始した者

二～六（略）

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

三 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

四 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書

第三百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

一～五（略）

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者
五〇七 (略)

第三百二十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第三百十六條の二又は第三百十七條第一号から第三号まで、第七号若しくは第八号 二億円以下の罰金刑
- 三 (略)
- 2 (略)

第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行役、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項（第五百十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第五百十一條において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第四百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第八十八條において準用する場合を含む。）の監査委員、第二十七條第三項、同法第八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号（第五十二條の三第二項にお

一〇三 (略)

第三百二十一条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第三百十七條第一号から第三号まで、第七号又は第八号 二億円以下の罰金刑
- 三 (略)
- 2 (略)

第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、執行役、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項（第五百十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第五百十一條において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第四百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第八十八條において準用する場合を含む。）の監査委員、第二十七條第三項、同法第八十八條第三項若しくは商法特例法第二十一條の十四第七項第一号（第五十二條の三第二項にお

て準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百三十条第一項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百一十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(削る)

三 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)において準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五條ノ四の規定に基づき命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。

(削る)

四六 (略)

て準用する場合を含む。)において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第四百三十条第一項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百一十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十条第一項及び第四百三十条第二項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。))並びに商法特例法第二十一条の十四第七項第五号(第五十二条の三第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第七条の規定に違反したとき。

四 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第九条の規定又は同条の規定に基づき命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。

五 第九十九条第八項(第九十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十条の規定に違反して信託財産を固有財産としたとき。

六八 (略)

第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第九十九条第八項（第九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

第三百三十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（附則第八十一条関係）

改正案	現行
<p>（債権者の異議） 第十二条（略） 2～4（略） 5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（債権者の異議） 第十二条（略） 2～4（略） 5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余 裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関す る法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受け た金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>2 (略)</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第三十九条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余 裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>(出資一口の金額の減少) 第八十二条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 債権者が異議を述べたときは、計画整備組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(出資一口の金額の減少) 第八十二条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 債権者が異議を述べたときは、計画整備組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>6 (略)</p>

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第七十条 支払基金は、次の方法によるほか、介護保険関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>第三十六条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>第三十六条（略）</p> <p>2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（特定持分の信託） 第三十一条の二（略） 2（略） （削る） 3 （略） （取締役の欠格事由） 第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 一～三（略） 四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律</u></p>	<p>（特定持分の信託） 第三十一条の二（略） 2（略） 3 信託会社等は、信託業法（大正十一年法律第六十五号）<u>第四条の規定にかかわらず、特定持分信託の引受けをすることができる。</u> 4 （略） （取締役の欠格事由） 第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。 一～三（略） 四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、特定債権等に係る事業の規制に関</u></p>

<p>律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、信託業法(平成十六年法律第 号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 資産流動化計画に定められた特定資産(信託の受益権を除く。)の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員(第四百四十四条第三項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者(当該受託者が法人であるときは、その役員))</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(会計監査人の資格等) 第八十七条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産</p>	<p>する法律(平成四年法律第七十七号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 資産流動化計画に定められた特定資産(信託の受益権を除く。)の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員(第四百四十四条第四項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者(当該受託者が法人であるときは、その役員))</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(会計監査人の資格等) 第八十七条 (略)</p> <p>2 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産</p>

<p>の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（<u>第四百四十四条第三項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者</u>）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の委託） 第四百四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（債権の取立委託の制限） 第四百四十六条 特定目的会社は、第四百四十四条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立て</p>	<p>の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（<u>第四百四十四条第三項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者</u>）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の委託） 第四百四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（債権の取立委託の制限） 第四百四十六条 特定目的会社は、第四百四十四条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立て</p>
<p>の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（<u>第四百四十四条第四項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者</u>）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の委託） 第四百四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託会社等は、信託業法第四条の規定にかかわらず、第一項の規定による特定資産の管理及び処分のための信託の受託者として、特定資産の信託の引受けを行うことができる。</p> <p>4 5 （略）</p> <p>（債権の取立委託の制限） 第四百四十六条 特定目的会社は、第四百四十四条第四項及び第五項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立て</p>	<p>の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（<u>第四百四十四条第四項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、その受託者</u>）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の委託） 第四百四十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信託会社等は、信託業法第四条の規定にかかわらず、第一項の規定による特定資産の管理及び処分のための信託の受託者として、特定資産の信託の引受けを行うことができる。</p> <p>4 5 （略）</p> <p>（債権の取立委託の制限） 第四百四十六条 特定目的会社は、第四百四十四条第四項及び第五項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立て</p>

の再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第四百七十七条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第四百四十四条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

(特定目的信託財産)

第六百六十三条 (略)

(削る)

(受益証券)

第七百七十三条 (略)

2~4 (略)

5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載

の再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第四百七十七条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第四百四十四条第四項及び第五項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

(特定目的信託財産)

第六百六十三条 (略)

2| 信託業法第四条の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産を取得する場合については、適用しない。

(受益証券)

第七百七十三条 (略)

2~4 (略)

5 受益証券は、その番号、発行の年月日及び次に掲げる事項を記載

<p>し、受託信託会社等を代表する役員がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(計算書類等の作成)</p> <p>第二百三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信託業法第二十七条の規定は、特定目的信託に係る信託財産については、適用しない。</p> <p>(受託信託会社等の辞任及び解任)</p> <p>第二百十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受託信託会社等が信託業法第七条第三項(同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の登録の更新をしなかった場合、同法第四十四条第一項の規定により同法第三条の免許を取り消された場合、同法第四十五条第一項の規定により同法第七条第一項の登録を取り消された場合、同法第五十九条第一項の規定により同法第五十三条第一項の免許を取り消された場合、同法第六十条第一項の規定により同法第五十四条第一項の登録を取り消された場合又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第八条ノ三の規定により同法第一条第一項の認可を取り消された場合における前項の規定の適用については、同項中「権利者集会の決議」とあるのは、「権利者集会の決議又は内閣総理大臣」とする。</p>	<p>し、受託信託会社等の代表取締役又は代表執行役がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(計算書類等の作成)</p> <p>第二百三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信託業法第二十七条の規定は、特定目的信託に係る信託財産については、適用しない。</p> <p>(受託信託会社等の辞任及び解任)</p> <p>第二百十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>し、受託信託会社等を代表する役員がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(計算書類等の作成)</p> <p>第二百三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 信託業法第二十七条の規定は、特定目的信託に係る信託財産については、適用しない。</p> <p>(受託信託会社等の辞任及び解任)</p> <p>第二百十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>し、受託信託会社等の代表取締役又は代表執行役がこれに署名しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(計算書類等の作成)</p> <p>第二百三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>4 信託業法第四十九条(第一項を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>5 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、<u>商法第八十八条(管轄裁判所)</u>の規定は第二項(第三項の規定により適用する場合を含む。)(<u>の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</u>)</p> <p>(業務の委託) 第二百二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第百四十四条第四項及び第百四十六条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(不動産登記法等に係る特例等) 第二百二十七条 (略)</p> <p>2 特定目的信託に係る信託業法第四十条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(<u>の規定の適用については、同条第二項中、異議を述べた受益者があるとき」とあるのは、「権利者集会がその決議により異議を述べたとき」とする。</u>)</p> <p>3 特定目的信託に係る金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條第二項及び第七條ノ二第二項の規定の適用については、これらの規定において準用する信託業法第四十条第二項中「異議を述べた受益者があるとき」とあるのは、「<u>権利者集会がその決議により異議を述べたとき」とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、<u>商法第八十八条(管轄裁判所)</u>の規定は前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(業務の委託) 第二百二十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第百四十四条第五項及び第百四十六条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>(不動産登記法等に係る特例等) 第二百二十七条 (略)</p> <p>2 特定目的信託に係る信託業法第十六条第二項及び第十六条ノ二第二項の規定の適用については、<u>これらの規定中「異議ヲ述べタル受益者アルトキ」とあるのは、「権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述べタルトキ」とする。</u></p> <p>3 特定目的信託に係る金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七條第二項及び第七條ノ二第二項の規定の適用については、これらの規定においてそれぞれ準用する信託業法第十六条第二項及び第十六條ノ二第二項中「異議ヲ述べタル受益者アルトキ」とあるのは、「<u>権利者集会ガ其ノ決議ニ依リ異議ヲ述べタルトキ」とする。</u></p>
---	---

4
(略)

4
(略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 機械類その他の物品を使用させる契約であつてその使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）が一年を超えるものであり、かつ、使用期間の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものに基づいて、当該物品を使用させることの対価としての金銭の支払を目的とする金銭債権</p> <p>五 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下この号及び次号において「販売業者等」という。）から商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して販売業者等から商品を購入し、又は役務の提供を受ける場合において、その代金又は役務の対価に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該利用者から当該金額又はあらかじめ定められた時期ごと</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第一条第一項に規定する特定債権（以下「特定債権」という。）</p> <p>五 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「販売業者等」という。）から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物（以下この号及び次号において「証券等」という。）をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して販売業者等から商品を購入し又は役務の提供を受ける場合において、その代金又は役務の対価に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該利用者から当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる</p>

にその代金若しくは役務の対価に相当する金額の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

六 証券等を利用することなく、販売業者等が行う購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）への商品の販売又は役務の提供を条件として、その代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該購入者等から当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者等に対し生ずる金銭債権

七 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証券その他の物をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、その証券その他の物と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売し、又は役務を提供する場合において、その代金若しくは役務の対価又はあらかじめ定められた時期ごとにその代金若しくは役務の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権

七の二 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入することができる証券その他の物を利用することなく、購入者から代金を六月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約（以下この号において「機械類販売契約」という。）又は購入者から代金を二月以上の期間に

金銭債権（特定債権を除く。）

六 証券等を利用することなく、販売業者等が行う購入者又は役務の提供を受ける者（以下「購入者等」という。）への商品の販売又は役務の提供を条件として、その代金又は役務の対価の全部又は一部に相当する金額を当該販売業者等に交付し、当該購入者等から当該金額を受領することを約する契約に基づいて、当該購入者等に対し生ずる金銭債権（特定債権を除く。）

七 それと引換えに、又はそれを提示して商品を購入し、又は役務の提供を受けることができる証券その他の物をこれにより商品を購入し、又は役務の提供を受けようとする者（以下この号において「利用者」という。）に交付し、その証券その他の物と引換えに、又はその提示を受けて当該利用者に商品を販売し、又は役務を提供する場合において、その代金又は役務の対価を受領することを約する契約に基づいて、当該利用者に対し生ずる金銭債権（特定債権を除く。）

（新設）

<p>2・3 (略)</p>	<p>わたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として割 賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定 する指定商品を販売する契約（機械類販売契約を除く。）に基づい て、当該購入者に対し生ずる金銭債権</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>八〇二十二 (略)</p>

特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）（附則第八十九条関係）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいふ。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 一連の行為として、次のイからへまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあつてはホに掲げるもの、有限会社にあつてはイ及び二に掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（<u>第一号から第二号までに掲げる者を除く。</u>）</p> <p>イ～へ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であつて、意思表示により借主となる当事者の一方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいふ。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）<u>第二条第五項に規定する特定債権等譲受業者（前三号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 一連の行為として、次のイからへまでに掲げる資金調達の方法（株式会社にあつてはホに掲げるもの、有限会社にあつてはイ及び二に掲げるものを除く。）により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて、それぞれ当該イからへまでに定める行為を専ら行うことを目的とする株式会社又は有限会社（<u>第一号から第四号までに掲げる者を除く。</u>）</p> <p>イ～へ (略)</p>

改正案	現行
<p>（借入金及び国際協力銀行債券） 第四十五条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託業者又は証券業者に委託することができる。</p> <p>12 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託業者又は証券業者について準用する。</p> <p>13（略）</p>	<p>（借入金及び国際協力銀行債券） 第四十五条（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。</p> <p>12 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。</p> <p>13（略）</p>

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）（附則第九十二条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受け、た金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>（営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等） 第十三条（略） 2・3（略） 4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（営業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等） 第十三条（略） 2・3（略） 4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（資金の管理及び運用）</p> <p>第二十八条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「厚生年金資金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「国民年金資金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四〇八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（資金の管理及び運用）</p> <p>第二十八条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「厚生年金資金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された資金（以下「国民年金資金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>四〇八（略）</p> <p>2（略）</p>

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）（附則第九十五条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第二十二条 基金は、次の方法によるほか、承継一般勘定に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第二十二条 基金は、次の方法によるほか、承継一般勘定に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が特定権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ、ハ及びニにおいて同じ。）であるものを除く。）の委託者との締結</p> <p>四 (略)</p> <p>五 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに同条第二十項に規定する有価証券先物取引（第九号）において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引（第十号）において「有価証券先渡取引」という。）に該当するものを除く。</p> <p>六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融商品の販売」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託財産の運用方法が特定されていないことその他の政令で定める要件に該当する金銭の信託に係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が特定権利（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。第六号イ及びハからホまでにおいて同じ。）であるものを除く。）の委託者との締結</p> <p>四 (略)</p> <p>五 有価証券（証券取引法第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに同条第二十項に規定する有価証券先物取引（第十号）において「有価証券先物取引」という。）及び同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引（第十号）において「有価証券先渡取引」という。）に該当するものを除く。</p> <p>六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するものを除く。）</p>

<p>イ 信託の受益権（特定権利であるもの及び八に掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>ニ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（削る）</p> <p>八〇十二（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p>	<p>イ 信託の受益権（特定権利であるもの並びに八及び二に掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第六項に規定する小口債権（特定権利であるものを除く。）</p> <p>ホ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第六項第一号に規定する特定債権等組合契約の締結</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>二〇〇四（略）</p>
--	---

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（附則第九十七条関係）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（最終処分積立金の運用） 第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。 一・二 (略) 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>2 (略)</p> <p>（最終処分積立金の運用） 第七十九条 指定法人は、次の方法によるほか、最終処分積立金を運用してはならない。 一・二 (略) 三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</p>

著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）（附則第九十八条関係）

改正案	現行
<p>（信託業法の適用除外）</p> <p>第二十六条 信託業法（平成十六年法律第 号）第三条の規定は、 第二条第一項第一号に掲げる契約に基づき著作権等のみの信託の 引受けを業として行う者については、適用しない。</p> <p>（削る）</p>	<p>（信託業法の適用除外等）</p> <p>第二十六条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第一条及び第二 条の規定は、第二条第一項第一号に掲げる契約に基づき著作権等の みの信託の引受けを業として行う者については、適用しない。</p> <p>2 信託会社又は信託業務を営む銀行その他の金融機関は、信託業法 第四条の規定にかかわらず、<u>第一条第一項第一号に掲げる契約に基 づき著作権等の信託の引受けをすることができる。</u></p>

改正案	現行
<p>（設計図書の交付等）</p> <p>第百三条 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる者（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む。以下同じ。）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（新たに建設された建物で人の居住の用に供したことがないものに限る。以下同じ。）を分譲した場合には、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（設計図書の交付等）</p> <p>第百三条 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物（新たに建設された建物で人の居住の用に供したことがないものに限る。以下同じ。）を分譲した場合には、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>(任意清算) 第二百一十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(任意清算) 第二百一十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 債権者が異議を述べたときは、無限責任中間法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、第一項前段の財産の処分の方法が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）</p> <p>第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。</p> <p>一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約</p> <p>二・三（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（基金の積立金の運用に関する契約）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社又は信託業務を営む金融機関と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（事業主の積立金の管理及び運用に関する契約）</p> <p>第六十五条 第三条第一項第一号の承認を受けた事業主は、政令で定めるところにより、積立金の管理及び運用について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。</p> <p>一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）を相手方とする信託の契約</p> <p>二・三（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（基金の積立金の運用に関する契約）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2 基金は、前項の規定により投資一任契約を締結する場合においては、当該投資一任契約に係る積立金の運用について、政令で定めるところにより、信託会社と運用方法を特定する信託の契約を締結しなければならない。</p> <p>3 信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は投資顧問業者は、正当な理由がある場合を除き、前二項に規定する契約の締結を拒絶してはならない。</p> <p>4・5（略）</p>

(業務の委託)

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

(業務の委託)

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託することができる。

改正案	現行
<p>（受託者）</p> <p>第五十二条 加入者保護信託契約は、信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受託者とするものでなければ締結してはならない。</p> <p>（振替社債等の供託）</p> <p>第二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条、次条及び第三百十条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、</p>	<p>（受託者）</p> <p>第五十二条 加入者保護信託契約は、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）を受託者とするものでなければ締結してはならない。</p> <p>（振替社債等の供託）</p> <p>第二十九条 法令の規定により担保若しくは保証として、又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により、社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）の供託をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、供託所に供託書を提出し、かつ、当該振替社債等について振替口座簿の供託所の口座の第六十九条第二項第一号（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第二項第一号に規定する保有欄に増額又は増加の記載又は記録をするために第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、</p>

第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならぬ。

25 (略)

(信託財産である振替社債等の損失の補てん)

第二百二十九條の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する振替社債等について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務(第八十條第二項若しくは第八十一條第二項)これらの規定を第二百十三條、第十五條、第一百七條、第一百八條、第二十條、第二十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。又は第二百五條第一項、第六條第二項、第九條第三項若しくは第一百十條第三項の義務をいう。以下この条において同じ。)を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四條第一項第四号の規定は、適用しない。

附則

第三十三條 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者(同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下こ

第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。又は第九十五條第一項の振替の申請をしなければならぬ。

25 (略)

(新設)

附則

第三十三條 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者(同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下こ

の条において同じ。)が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者(その特例投資信託受益権(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。)について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。)」とする。委託者非指図型投資信託(同法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

の条において同じ。)が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者(その特例投資信託受益権(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)附則第三十二条に規定する特例投資信託受益権をいう。)について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。)」とする。委託者非指図型投資信託(同法第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。)の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

改正案	現行
<p>（資産管理契約の締結）</p> <p>第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。</p> <p>一 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約</p> <p>二 四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>（運用の方法の選定及び提示）</p> <p>第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。</p>	<p>（資産管理契約の締結）</p> <p>第八条 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。</p> <p>一 信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。）、厚生年金基金又は企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約</p> <p>二 四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>（運用の方法の選定及び提示）</p> <p>第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従って少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならない。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいずれか一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託</p> <p>三 六 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信託会社への信託</p> <p>三 六 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券業者（証券仲介業者）（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十条第一項第三号において同じ。）を除く。）</p> <p>4～12（略）</p>	<p>第五十三条（略）</p> <p>2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券業者（証券仲介業者）（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十条第一項第二号の二において同じ。）を除く。）</p> <p>4～12（略）</p>

<p>(農林中央金庫の子会社の範囲等)</p> <p>第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第一条第一項に規定する銀行のうち、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。)(を営むもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営むもの(次項第六号において「信託専門会社」という。)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>七 信託業(信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。次項において同じ。)(を営む外国の会社)第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)</p>	<p>(農林中央金庫の子会社の範囲等)</p> <p>第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第一条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの</p> <p>二 (略)</p> <p>二の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるもの)に限り、ロに掲げる業務を営む会社にあつてはその会社が証券専門関連業務を営む会社である場合には農林中央金庫の証券子会社等が合算して有する当該会社の議決権の数が農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)(が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。)</p> <p>イ 従属業務</p> <p>ロ 金融関連業務</p> <p>(新設)</p>

<p>八 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として農林中央金庫又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）</p> <p>イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、農林中央金庫の証券子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの</p> <p>九 (略)</p> <p>十 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の</p>	<p>(新設)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の</p>
---	--

<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>五 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの</p> <p>六 信託子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」とする。）</p>	<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。次項第一号において同じ。）で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>二 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p> <p>ハ その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの</p> <p>三 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの</p> <p>四 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの</p>

<p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>二 その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である信託兼 営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの 3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八 号まで又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる 従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同 じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関 連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務 を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために その業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」 という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農 水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平 成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において 準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主 務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省 令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら ない。</p> <p>一 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社に あつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営 む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五 号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる 従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同 じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関 連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務 を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために その業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」 という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農 水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平 成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において 準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主 務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省 令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら ない。</p> <p>一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（同項第五号の会社に あつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営 む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び</p>	<p>ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社</p> <p>ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持 株会社</p> <p>二 その他の会社であつて、農林中央金庫の子会社である信託兼 営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの 3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八 号まで又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる 従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同 じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関 連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務 を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために その業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」 という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農 水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平 成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において 準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主 務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省 令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら ない。</p> <p>一 第一項第八号又は第九号に掲げる会社（同項第八号の会社に あつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営 む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 農林中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五 号まで又は第七号に掲げる会社（従属業務（第二項第三号に掲げる 従属業務をいう。以下この項、第九項第一号及び第十項において同 じ。）又は第五十四条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関 連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務 を営む会社にあつては、主として農林中央金庫の営む業務のために その業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下「認可対象会社」 という。）を子会社としようとするときは、農林中央金庫及び特定農 水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平 成八年法律第百十八号）第十五条第一項（同法第二十七条において 準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主 務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省 令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければなら ない。</p> <p>一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社（同項第五号の会社に あつては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営 む会社に限る。）を子会社としようとするとき（農林中央金庫及び</p>
---	---	---	---

特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）。

二（略）

10 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

11 農林中央金庫が第五十四条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第八号の規定の適用については、同号イ及びハ中「農林中央金庫の信託子会社等が合算して、農林中央金庫又はその子会社」とあるのは、「農林中央金庫又はその信託子会社等が合算して、農林中央金庫の子会社」とする。

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数という。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～8（略）

特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の認可を受ける場合を除く。）。

二（略）

10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（新設）

（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）

第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数という。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～8（略）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>二十四 信託業法(平成十六年法律第 号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者</p> <p>二十五〜二十七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二十八〜四十 (略)</p> <p>(主管行政庁等)</p> <p>第十三条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。</p> <p>一 第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第二十六号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十四〜二十六 (略)</p> <p>二十七 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第八項に規定する小口債権販売業者(同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。)</p> <p>二十八〜四十 (略)</p> <p>(主管行政庁等)</p> <p>第十三条 この法律における行政庁は、次に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該金融機関等に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める行政庁とする。</p> <p>一 第二条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる金融機関等 内閣総理大臣</p>

<p>二丁六 (略)</p> <p>七 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣 (削る)</p> <p>八十三 (略)</p> <p>278 (略)</p>	<p>二丁六 (略)</p> <p>七 第二条第二十六号に掲げる金融機関等 商品投資に係る事業の規制に関する法律第四十九条第一項に規定する主務大臣</p> <p>八 第二条第二十七号に掲げる金融機関等 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第七十二条第一項に規定する主務大臣</p> <p>九十四 (略)</p> <p>278 (略)</p>
--	---

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（信託業法の一部改正）</p> <p>第五十八条 信託業法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第二項を削る。</p> <p>（信託業法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第三十条第二項の規定は、なおその効力を有する。</p>	<p>附則</p> <p>（信託業法の一部改正）</p> <p>第五十八条 信託業法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項を削る。</p> <p>（信託業法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。</p>

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（附則第百八条関係）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（再資源化預託金等の運用） 第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託</p>	<p>2 （略）</p> <p>（再資源化預託金等の運用） 第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託</p>

改正案	現行
<p>（郵便貯金資金の運用）</p> <p>第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。</p> <p>一 九の二（略）</p> <p>十 信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた同項に規定する金融機関をいう。第四十六条第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十六条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信託業務を営む金融機関への金銭信託</p> <p>三（略）</p>	<p>（郵便貯金資金の運用）</p> <p>第四十一条 公社は、次の方法による場合を除くほか、郵便貯金資金を運用してはならない。</p> <p>一 九の二（略）</p> <p>十 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。第四十六条第二号において同じ。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十六条 公社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 信託会社への金銭信託</p> <p>三（略）</p>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）（附則第百十条関係）

改正案	現行
<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金を運用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への信託</p> <p>2 (略)</p>	<p>（余裕金の運用の特例）</p> <p>第二十五条 機構は、通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方法により、業務上の余裕金を運用することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通則法第四十七条第一号の規定により取得した有価証券の信託会社又は信託業務を行う銀行への信託</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十二条（略） 2～5（略）</p> <p>6 機構は、次の方法による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託</p> <p>7（略）</p> <p>（債券の担保のための貸付債権の信託） 第十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関（次条第一号において「信託会社等」という。）に信託することができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条（略） 2～5（略）</p> <p>6 機構は、次の方法による場合を除くほか、扶養保険資金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>7（略）</p> <p>（債券の担保のための貸付債権の信託） 第十九条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条第一号において「信託会社等」という。）に信託することができる。</p>

<p>(基金)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>(基金)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 機構は、次の方法による場合を除くほか、基金を運用してはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>四 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（銀行法等の適用） 第二十条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第 号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九條第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二、第十一条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第十五条（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p>	<p>（銀行法等の適用） 第二十条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第四条において準用する信託業法（大正十一年法律第六十五号）第十条第四項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第七条、第七条ノ二及び第十条（第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p>

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十八号）（附則第百十三条関係）

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。</p>	<p>(株式会社産業再生機構法の一部改正)</p> <p>第三条 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十条第二項中「第十条第四項」を「第十条第三項」に改める。</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、株式会社産業再生機構法の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）附則第五十八条の規定の施行の日から施行する。</p>

改正案	現行
<p>（地球環境基金） 第十五条（略）</p> <p>2 機構は、次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>第十条 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は信託業務を営む金融機関（次条において「信託会社等」という。）に信託することができる。</p>	<p>（地球環境基金） 第十五条（略）</p> <p>2 機構は、次の方法による場合を除くほか、地球環境基金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託で元本補てんの契約があるもの</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>第十条 機構は、環境大臣の認可を受けて、債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条において「信託会社等」という。）に信託することができる。</p>

改正案	現行
<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第六十六条第七項において同じ。）への金銭信託</p> <p>（権利義務の承継等）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相當の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>	<p>（余裕金の運用）</p> <p>第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託</p> <p>（権利義務の承継等）</p> <p>第六十六条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 債権者が異議を述べたときは、設立団体は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。ただし、第一項の規定により当該義務を承継してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 その他の関係法律の整備等（第六条―第百三十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一百七条 削除</p> <p>（信託業法の一部改正）</p> <p>第百三十七条 信託業法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十一条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 その他の関係法律の整備等（第六条―第百三十七条）</p> <p>附則</p> <p>（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）</p> <p>第一百七条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十条第一項第一号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第二号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。</p> <p>第五十三条第一項第二号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第三号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。</p> <p>（新設）</p>

の決定」に改める。

第五十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第百三十八条 (略)

附則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、外国証券業者に関する法律及び信託業法の規定並びにこれらの規定に

の決定」に改める。

第五十七条第一項第一号中「破産」を「破産手続開始」に改め、同条第二項第三号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産と」を「破産手続と」に改め、同項第四号及び同条第三項中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第七十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第九十九条第四号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同条第五号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第百三十七条 (略)

附則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 施行日前にされた破産、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る届出の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法及び外国証券業者に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の

係る罰則の適用については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律、信託業法及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

適用については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた破産の宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は外国倒産処理手続の承認の決定に係る届出、通知又は報告の義務に関するこの法律による改正前の証券取引法、測量法、国際観光ホテル整備法、建築士法、投資信託及び投資法人に関する法律、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、水洗炭業に関する法律、不動産の鑑定評価に関する法律、外国証券業者に関する法律、積立式宅地建物販売業法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、浄化槽法、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、遊漁船業の適正化に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律、債権管理回収業に関する特別措置法、新事業創出促進法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、著作権等管理事業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、確定給付企業年金法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、社債等の振替に関する法律、確定拠出年金法、使用済自動車の再資源化等に関する法律及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定並びにこれらの規定に係る罰則の適用については、なお従前の例による。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第 号）（附則第一百七十七条関係）

改正案	現行			
<p>（信託業法の一部改正）</p> <p>第八十八条 信託業法（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項第二号及び第八条第二項第二号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。</p> <p>第五十二条第二項の表第八条第二項第二号の項を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="782 280 885 1108"> <tr> <td>第八條第二項第二号</td> <td>会社の登記事項証明書</td> <td>登記事項証明書</td> </tr> </table> <p>第五十三条第三項第一号、第五十四条第四項第一号、第六十八条第二項第三号及び第八十七条第二項第三号中「会社登記簿の謄本」を「会社の登記事項証明書」に改める。</p> <p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第九十条（略）</p>	第八條第二項第二号	会社の登記事項証明書	登記事項証明書	<p>（新設）</p> <p>（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）</p> <p>第八十八条（略）</p> <p>（準用）</p> <p>第八十九条（略）</p>
第八條第二項第二号	会社の登記事項証明書	登記事項証明書		

改正案	現行
<p>（積立金の管理及び運用）</p> <p>第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにおいて</p> <p>は、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（積立金の管理及び運用）</p> <p>第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにおいては、次に掲げる方法により運用するものに限る。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>四〇八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（農業協同組合法の一部改正）</p> <p>第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十二条第二項第三号を次のように改める。</p> <p>三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（次に掲げる者を除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の四十七第一項第一号から第四号までに掲げる会社</p> <p>二（略）</p> <p>（中略）</p> <p>第九十七条の次に次の二条を加える。</p> <p>第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十条の四十七第一項第五号又は第六号に掲げる会社（認可対象</p>	<p>（農業協同組合法の一部改正）</p> <p>第一条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十二条第二項第三号を次のように改める。</p> <p>三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人（次に掲げる者を除く。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一条の四十七第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社</p> <p>二（略）</p> <p>（中略）</p> <p>第九十七条の次に次の二条を加える。</p> <p>第九十七条の二 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第十条の四十七第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象</p>

<p>会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき。</p> <p>七十二（略）</p> <p>第九十七条の三（略）</p> <p>（以下略）</p>	<p>会社（同条第四項に規定する認可対象会社をいう。第八号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき。</p> <p>七十二（略）</p> <p>第九十七条の三（略）</p> <p>（以下略）</p>
---	---

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>イ 銀行業又は無尽業を営む者</p> <p>ロ・ナ（略）</p> <p>リ 信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。）、信託契約代理業又は信託受益権販売業を営む者</p> <p>ル（略）</p> <p>オ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に關する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）</p> <p>ク（略）</p> <p>（削る）</p> <p>ヤ・マ（略）</p> <p>四〇二十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に關すること。</p> <p>イ 銀行業、信託業（担保付社債に關する信託事業を含む。）又は無尽業を営む者</p> <p>ロ・ナ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ル（略）</p> <p>リ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に關する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）</p> <p>オ（略）</p> <p>ク 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者</p> <p>ヤ・マ（略）</p> <p>四〇二十七（略）</p>